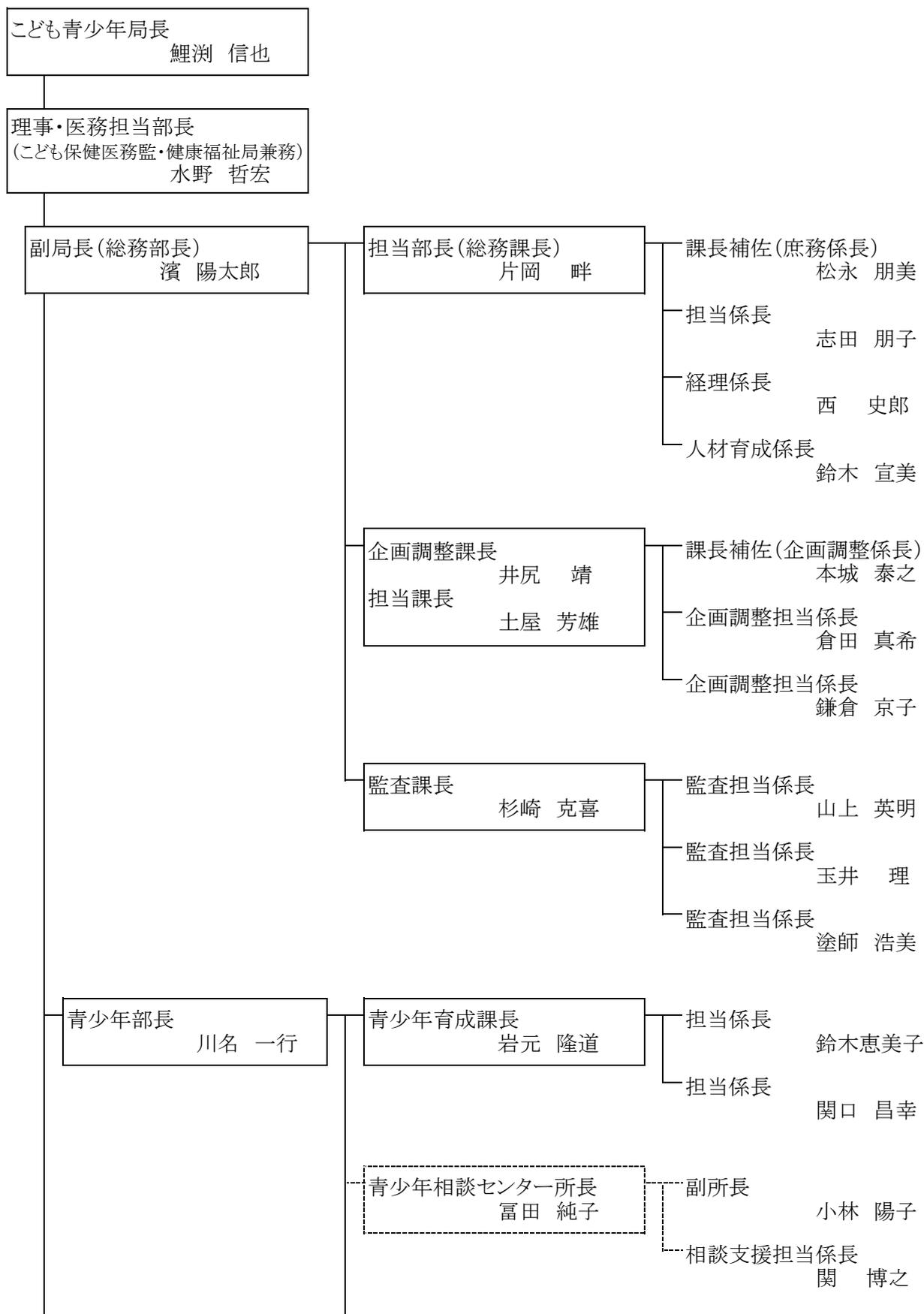


機構及び事務分掌

(平成 22 年 6 月)

こども青少年局

こども青少年局機構図(平成22年6月9日現在)



放課後児童育成課長
池田 一彦
担当課長
持田 敏

課長補佐(担当係長)
江村 恵子
担当係長
甘粕 亜矢

子育て支援部長
山本 敏昭
緊急保育対策担当部長
三上 章彦

子育て支援課長
田中 博章
緊急保育対策担当課長
伊東 裕子
緊急保育対策担当課長
小林 謙一
幼・保・小連携担当課長
宮田 肇子

課長補佐(子育て支援係長)
福嶋 誠也

担当係長
鎌田 学

担当係長
大槻 彰良

緊急保育対策担当係長
安形 和倫

緊急保育対策担当係長
田中 礼子

緊急保育対策担当係長
(鶴見区兼務)
八木 慶子

緊急保育対策担当係長
(神奈川区兼務)
高田 裕子

緊急保育対策担当係長
(西区兼務)
櫻井 正成

緊急保育対策担当係長
(港南区兼務)
山崎 信吾

緊急保育対策担当係長
(磯子区兼務)
磯貝 俊介

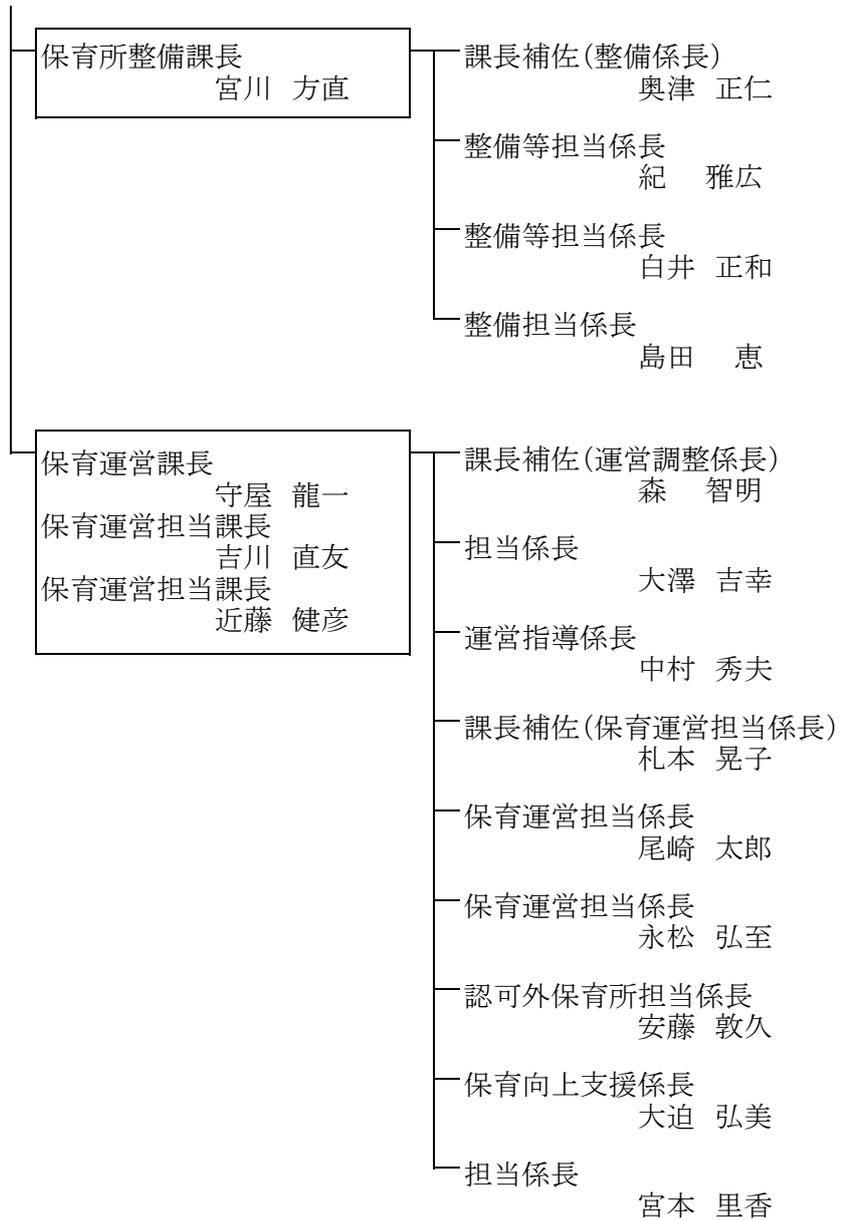
緊急保育対策担当係長
(港北区兼務)
廣瀬 綾子

緊急保育対策担当係長
(青葉区兼務)
稲垣 崇之

緊急保育対策担当係長
(戸塚区兼務)
松本 圭市

幼児教育係長
萩原 昌子

担当課長(幼・保・小連携担当係長)
原 南実子



こども福祉保健部長
鈴木 紀之
児童相談所統括担当部長
(中央児童相談所長兼務)
勝澤 昭

こども家庭課長
阿部 隆康
担当部長(担当課長)
田中 園治
担当部長(担当課長)
鎌谷 研三
児童施設担当課長
千々岩 稔
親子保健担当課長
中西美和子

課長補佐(家庭養育支援係長)
田丸 豊
児童虐待防止担当係長
袴田 一範
手当給付係長
田嶋 弘
子ども手当担当係長
矢吹 貢
子ども手当担当係長
越路 浩也
児童養護向上支援係長
柴山 一彦
環境整備担当係長
柴田 実
親子保健係長
丹野 久美
担当係長
飛鳥田まり

母子生活支援施設
いそごハイム所長
吉澤 善治
いそごハイム副所長
中沢 誠
みどりハイム所長
佐々木孝雄
みどりハイム副所長
菊池 英吉

障害児福祉保健課長
永井 潤

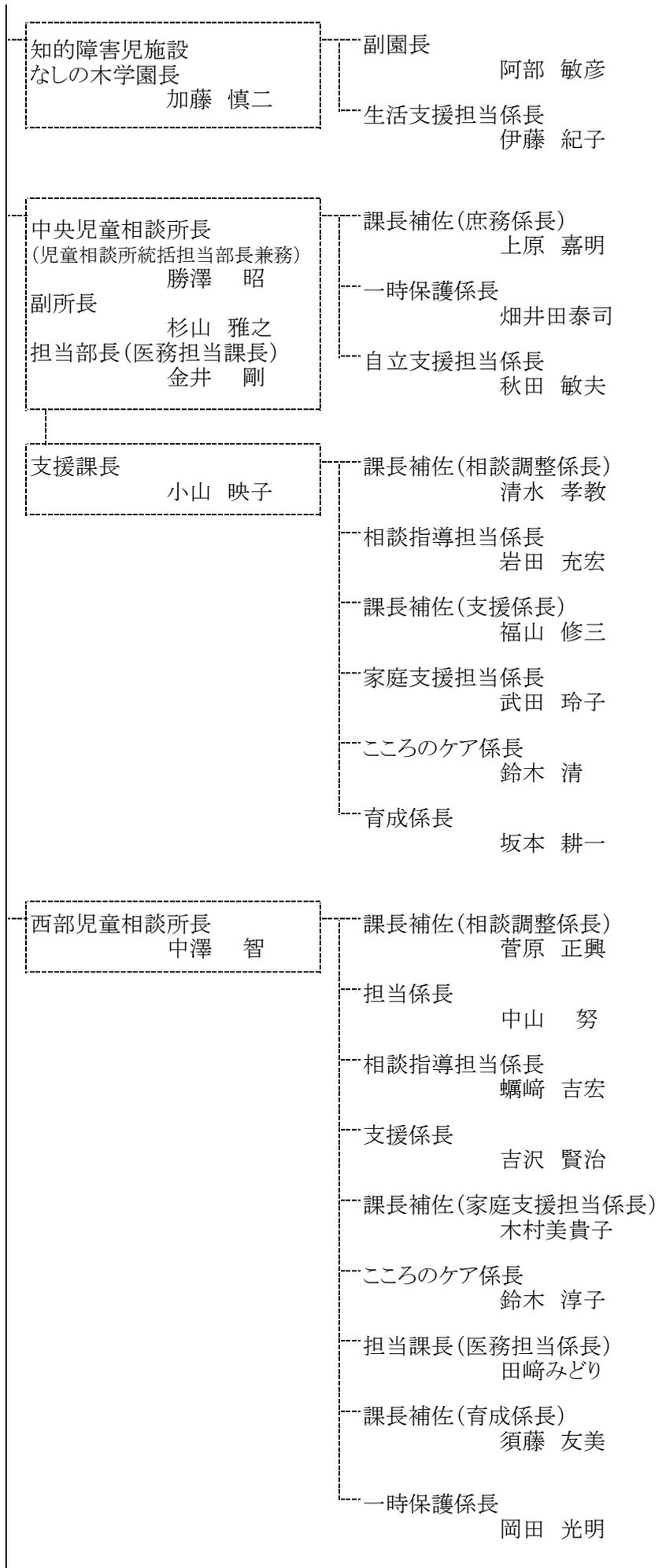
課長補佐(担当係長)
大木 克之
課長補佐(担当係長)
山村 樹一
整備担当係長
鈴木 尚正

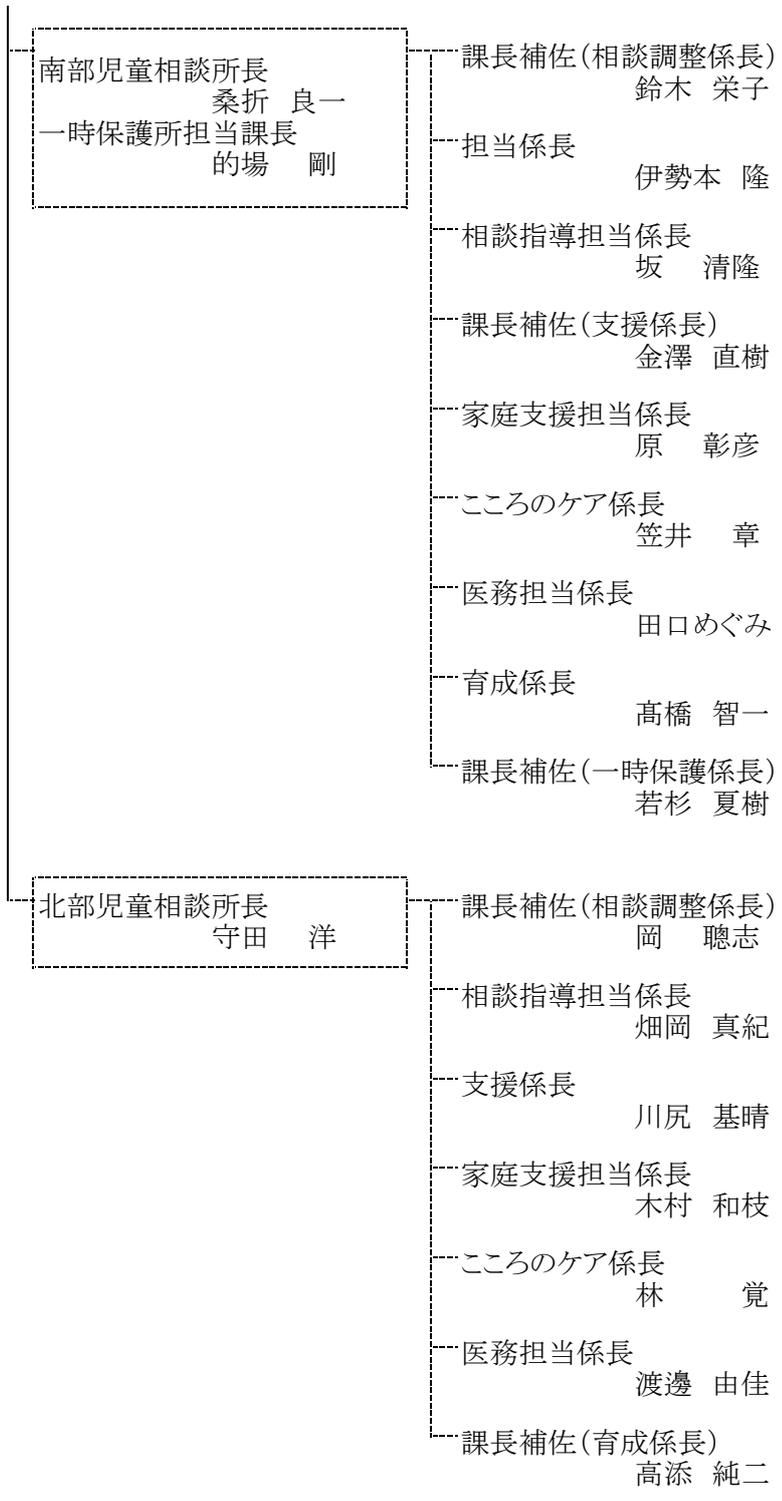
児童自立支援施設
向陽学園長 梨本 哲

副園長
霜田 祐之
教科担当係長
開地 秀明

児童養護施設
三春学園長 大草 典幸

副園長
新井信一郎
処遇担当係長
島崎 智子





こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

人材育成係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 横浜市青少年問題協議会に関すること。
- 4 青少年育成団体に関すること。
- 5 青少年指導員に関すること。
- 6 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 7 財団法人横浜市青少年育成協会に関すること。
- 8 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

- 1 部内他の課の主管に属しないこと。

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。

幼児教育係

- 1 幼児教育の調査研究に関すること。
- 2 幼児教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 3 幼児教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 4 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること。
- 5 その他幼児教育に関すること。

保育所整備課

整備係

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに保育所の休止及び廃止の承認に関すること。

保育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること。

運営指導係

- 1 保育費用及び法外扶助費に関すること。
- 2 私立の保育所の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 3 私立の保育所の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する
こと。
- 4 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 5 家庭保育福祉員の認定等に関すること。
- 6 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

保育向上支援係

- 1 保育所等の職員等の全体研修に関すること。
- 2 保育所等の第三者評価に関すること。
- 3 保育所等の給食指導に関すること。
- 4 保育所の入所児童の歯科健診に関すること。

こども福祉保健部

こども家庭課

家庭養育支援係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部
中同じ。）等の企画及び設置に関すること。
- 2 母子福祉に関すること（特別乗車券に関するものを除く。）。
- 3 寡婦福祉に関すること。
- 4 母子福祉及び寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。
以下この部中「母子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関す
ること。
- 5 母子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び
監督に関すること。
- 6 母子寡婦福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関す
ること。
- 7 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関すること。
- 8 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関すること（児童相談所の主管
に属するものを除く。）。
- 9 児童相談所との連絡調整に関すること。
- 10 女性に係る福祉の調整に関すること（市民局男女共同参画推進課の主管に属す
るものを除く。）。
- 11 部内他の課、係の主管に属しないこと。

手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- 2 特別乗車券に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。

児童養護向上支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部中「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関すること（障害児福祉保健課及び青少年部放課後児童育成課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 児童福祉施設及び児童福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- 6 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関すること。
- 7 市立の児童福祉施設の運営管理に関すること。
- 8 里親の認定及び登録に関すること。
- 9 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- 10 女性福祉相談に関すること。
- 11 その他児童の養護に関すること。

親子保健係

- 1 母子保健に関すること。
- 2 母子の歯科保健に関すること。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関すること。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関すること（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（知的障害児施設、肢体不自由児施設等の心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。以下この部中「障害児福祉事業」という。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 障害児福祉施設及び障害児福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の

- 募集の許可に関すること。
- 6 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
 - 7 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
 - 8 特別児童扶養手当に関すること。
 - 9 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
 - 10 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
 - 11 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
 - 12 障害児に係る支援費制度及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
 - 13 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
 - 14 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
 - 15 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
 - 16 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
 - 17 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 22 年 度

事業概要

こども青少年局

【目 次】

頁

平成22年度こども青少年局予算について	1
平成22年度こども青少年局予算総括表	4
1 次世代育成支援行動計画の推進	5
○行動計画推進協議会の開催	○後期計画の周知
2 子どもを大切に作る機運の醸成	5
○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	○子どもの事故予防啓発推進事業<新規>
3 妊娠から産後までの途切れのない支援の充実	6
○妊婦健康診査事業	○歯科健康診査事業
○こんにちは赤ちゃん訪問事業	○養育支援事業<拡充>
○母子保健指導事業	○子ども・家庭支援相談事業
○乳幼児健康診査事業	○不妊相談・治療費助成事業
4 保育所待機児童解消への取組	7
○保育所整備	○市立保育所の更なる活用<拡充>
○横浜保育室整備費助成<拡充>	○横浜保育室運営費助成<拡充>
○家庭保育事業<拡充>	○一時預かりの拡充<拡充>
○NPOなどを活用した家庭的保育事業<新規>	○私立幼稚園の活用<拡充>
○通園利便性の向上<新規・拡充>	○事業所内保育施設の設置促進<拡充>
5 地域における子育て支援の充実	9
○地域子育て支援拠点設置事業 <拡充>	○ 短時間就労のための乳幼児一時預かり事業 <新規>
○親と子のつどいの広場事業 <拡充>	○乳幼児一時預かり事業 <拡充>
○私立幼稚園はまっ子広場事業	○子育て家庭応援事業
○保育所地域子育て支援事業	○地域子育て向上支援事業<新規>
○子育て支援者事業	
○横浜子育てサポートシステム事業	
6 保育所整備事業等	11
○保育所整備	○横浜保育室整備費助成 <拡充>
○老朽改築	○一時預かり整備費助成 <拡充>
7 保育運営事業	12
○保育所運営	○市立保育所民間移管事業
○長時間保育事業<拡充>	○保育料納付促進事業<拡充>
○保育事業向上支援費・特定保育向上支援費	○通園利便性の向上<新規・拡充>
○障害児保育<拡充>	
8 多様な保育ニーズへの対応	13
○一時保育<拡充>	○病児・病後児保育 <拡充>
○休日保育 <拡充>	○24時間型緊急一時保育
9 横浜保育室助成・家庭保育事業等	14
○横浜保育室助成事業 <拡充>	○認可外保育施設指導監督・助成事業
○家庭的保育の運営<新規・拡充>	○事業所内保育施設助成事業<拡充>

10	幼児教育事業	15	頁
	○私立幼稚園就園奨励補助事業 <拡充> ○私立幼稚園預かり保育補助事業 <拡充> ○私立幼稚園補助事業		○私立幼稚園等障害児教育費補助事業 ○私立幼稚園施設整備費補助事業 ○幼児教育研修・交流等事業
11	放課後の居場所づくり	16	
	○放課後児童育成事業 <拡充>		○プレイパーク支援事業 <拡充>
12	青少年育成施策の推進	17	
	○青少年の健全育成 ○青少年を育む環境づくり		○青少年関係施設の運営等 <新規> ○青少年の地域活動拠点づくり <拡充>
13	困難を抱える若者の自立支援の充実	18	
	○青少年相談センターの運営 ○よこはま若者サポーター活動運営事業 ○地域ユースプラザ運営事業		○よこはま型若者自立塾 ○若者雇用促進事業 (よこはまユース・ニューデール)
14	地域療育センター関係事業	19	
	○地域療育センター運営事業 ○地域療育センター学校支援事業		○地域療育センター運営事業 (児童デイサービス分) <拡充>
15	学齢障害児への支援	20	
	○障害児居場所づくり事業 <拡充>		○学齢障害児支援事業(学齢後期)
16	障害児施設及び利用者への支援の充実	21	
	○障害児施設利用者負担助成事業 ○障害児施設給付費		○障害児施設措置費 ○民間障害児施設運営費助成事業
17	障害児施設の整備	22	
	○地域療育センターの整備 <新規>		○重症心身障害児施設の整備 <新規>
18	虐待防止と児童相談所の機能強化	23	
	○児童相談所の運営と機能強化 ○養育支援家庭訪問事業		○児童虐待防止啓発地域連携事業
19	児童養護施設等における家庭的支援の充実	24	
	○児童養護施設等の整備 <拡充> ○里親推進事業		○ファミリーホーム事業 ○養育家庭支援機能の強化 <拡充>
20	ひとり親支援・女性相談保護・DV対策事業	25	
	○ひとり親家庭等の自立支援 <拡充> ○母子生活支援施設緊急一時保護事業 ○女性緊急一時保護施設補助事業		○DV被害者等に対する地域での 生活に向けた支援の充実
21	子ども手当・児童扶養手当等	26	
	○子ども手当 <新規> ○児童手当		○特別児童手当 ○児童扶養手当 <拡充>
22	母子寡婦福祉資金貸付事業 (母子寡婦福祉資金会計)	27	

凡例

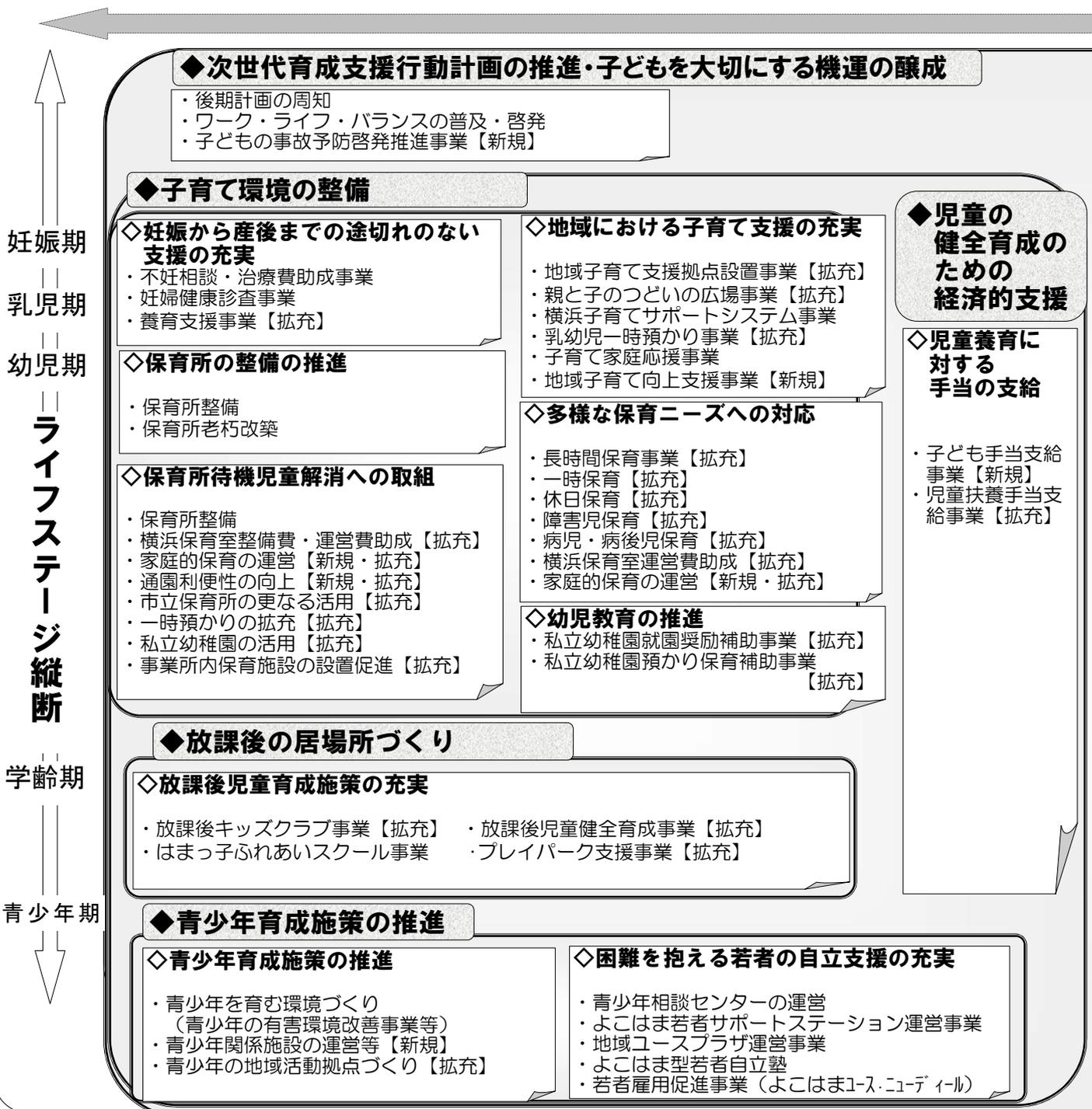
【区】は、地域課題解決のため区の財源を活用し、局が予算を編成・執行する区局連携事業

平成22年度子ども青少年局予算について

少子化が急速に進むなか、横浜の将来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境を整えることは大変重要であり、そのための施策を強力に押し進める必要があります。

平成22年度は、子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取組みをまとめた『かがやけ横浜子ども青少年プラン』の後期計画期間のスタートの年となります。この計画では、「未来の世代を育むまち『よこはま』の実現」を目指して各事業を推進するとともに、切れ目のない支援のためのネットワークの強化を進めていきます。

本市では「子育て支援」を喫緊の課題として位置づけており、子ども青少年局としても保育所待機児童対策をはじめとする様々な課題解決に向け、厳しい財政状況ではありますが、平成22年度予算に積極的な予算計上を行いました。



<重点的に予算計上した4つの柱>

① **妊娠から出産までの途切れのない支援の充実**

「妊婦健康診査事業」や「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を引き続き実施します。また、妊娠期から産後早期の支援を図るため、従来の産後支援ヘルパー派遣事業を、「産前産後ケア事業」に転換し、妊娠中から産後8週間までの妊産婦で養育支援が必要な方に、ヘルパー派遣を実施する等、途切れのない支援の充実を図ります。

② **保育所待機児童対策の推進**

保育所待機児童の解消を目指し、引き続き保育所整備による定員増を図るとともに、多様な働き方に対応できるよう、保育サービスの充実や保育所の定員割れといったサービス需給のミスマッチ解消に向けて新たな取組を実施します。

③ **放課後の居場所づくりの推進**

子どもの放課後の居場所である「はまっ子ふれあいスクール」の「放課後キッズクラブ」への転換を進めていますが、更なる転換を促進するため、新たな標準仕様に基づいて放課後キッズクラブの整備を進めます。

④ **障害児の生活支援の推進**

発達障害児や重症心身障害児等の増加に対応するため、地域療育センター8館目及び重症心身障害児施設の整備を進めます。

分野横断

◆障害児とその家族への生活支援の充実

◇地域での療育体制の充実

- ・地域療育センター運営事業
- ・地域療育センター運営事業（児童デイサービス分）【拡充】

◇学齢障害児への支援の充実

- ・障害児居場所づくり事業【拡充】
- ・学齢障害児支援事業（学齢後期）

◇障害児のいる家庭への子育て支援の充実

- ・障害児施設及び利用者への支援の充実

◇障害児施設の整備

- ・地域療育センターの整備【新規】
- ・重症心身障害児施設の整備【新規】

◆児童虐待防止への取組の充実

◇児童虐待防止対策（地域における支援策の充実）

- ・児童相談所の運営と機能強化
- ・養育支援家庭訪問事業
- ・児童虐待防止啓発地域連携事業

◇児童虐待対策（児童養護施設等における家庭的支援の充実）

- ・児童養護施設等の整備【拡充】
- ・里親推進事業
- ・養育家庭支援機能の強化【拡充】

◆ひとり親家庭等の自立支援への対応の強化

◇ひとり親家庭等の自立支援策の充実

- ・ひとり親家庭等の自立支援【拡充】
- ・児童扶養手当支給事業【拡充】
- ・母子生活支援施設整備【新規】

◇DV被害者等への支援の充実

- ・母子生活支援施設緊急一時保護事業
- ・女性緊急一時保護施設補助事業
- ・DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実

平成22年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	196,601,851	141,336,421	55,265,430	39.1	
青 少 年 費	19,197,494	19,247,631	△ 50,137	△ 0.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子 育 て 支 援 費	78,881,019	72,534,414	6,346,605	8.7	地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費
こ ども 福 祉 保 健 費	98,523,338	49,554,376	48,968,962	98.8	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	650,692	728,641	△ 77,949	△ 10.7	
特別会計繰出金	650,692	728,641	△ 77,949	△ 10.7	母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	197,252,543	142,065,062	55,187,481	38.8	
(特別会計)					
母子寡婦福祉資金会計	918,856	916,457	2,399	0.3	母子寡婦福祉資金貸付費、事務費
特 別 会 計 計	918,856	916,457	2,399	0.3	

1	次世代育成支援行動計画の推進		事業内容 未来の世代を育むまち「よこはま」の実現をめざし、家庭・地域・企業など子どもを取り巻く全ての市民が連携して、「かがやけ横浜こども青少年プラン」(後期計画:平成22年度~26年度)を着実に推進します。また、後期計画について、広く市民への周知を図ります。
本年度		千円 6,212	1 行動計画推進協議会の開催 2,012千円 市民・事業者等からなる次世代育成支援行動計画推進協議会において、行動計画の進捗状況について検証・協議するとともに、必要に応じて子ども・青少年を取り巻く課題についての検討を行います。
前年度		17,115	2 後期計画の周知 4,200千円 後期計画について広く市民に周知し、「地域の子ども・青少年を地域全体で育む」という機運の醸成を図るため、計画の概要をわかりやすく紹介したリーフレットを発行するとともに、子育て家庭や支援に関わる人を対象としたフォーラム等の開催により情報発信を行います。
差引		△ 10,903	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	6,212	

2	子どもを大切にする機運の醸成		事業内容 子育て期に、やりがいや充実感を感じて働きながら、子育てや生活を楽しむことができる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組の推進や、子どもの事故予防に関する啓発など、子どもを大切にする機運を醸成するための普及・啓発等を行います。
本年度		千円 18,000	1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 15,000千円 働きやすく子育てにやさしい職場環境づくりを促進・支援するため、企業向けセミナーの開催やパンフレット発行を行うほか、子育て支援NPOの活動内容等を企業向けに情報発信するホームページを作成します。 また、男性の育児・家事を促進するため、地域子育て支援拠点等と連携した市民向け講座の開催や、地域における父親の仲間づくり支援を行います。
前年度		5,330	2 子どもの事故予防啓発推進事業【新規】 3,000千円 子どもの事故予防に対する意識を高めるため、事故の予防法と事故が起きた場合の対処法をまとめたリーフレットの作成やポータルサイトによる情報発信を行うほか、区役所や地域の子育ての場などで実施される講座・教室・イベント等と連携し、保護者や子育てに関わる市民への普及・啓発を行います。
差引		12,670	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	16,000	
	その他	—	
	市費	2,000	

3	妊娠から産後までの途切れのない支援の充実		事業内容
	本年度	千円 4,436,031	<p>1 妊婦健康診査事業 2,856,344千円 医療機関等で受診する妊婦健診費用を補助します。補助券額に満たない場合にも費用助成を行います。 (対象見込数：34,000人) ・補助単価、回数：4,700円×12回 12,000円×2回</p> <p>2 こんにちは赤ちゃん訪問事業 79,481千円 生後4か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭に、地域の訪問員が区役所と連携しながら訪問します。訪問員の謝金単価を見直し、訪問を充実します。 (訪問見込件数：23,000件)</p> <p>3 母子保健指導事業 74,873千円 母子健康手帳の交付や母親(両親)教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。母子訪問指導員の謝金単価を見直し、人材の確保と育成を行います。(訪問見込件数：10,600件)</p> <p>4 乳幼児健康診査事業 730,529千円 (1) 4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施します。未受診者対策も拡充を図ります。 (受診見込数：93,000人) (2) 12か月児までを対象に医療機関で乳幼児健康診査を3回実施します。(受診見込数：延81,000人)</p> <p>5 歯科健康診査事業 98,373千円 乳幼児に対し、福祉保健センターで歯科健診・保健指導を行うほか、妊産婦・未就学児に対し、歯科相談・保健指導を行います。</p> <p>6 養育支援事業 97,211千円 (1) 育児支援家庭訪問事業 福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(嘱託員)が、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭に訪問し、相談や育児支援を行います。 (2) ファミリーサポートクラス 育児不安や不適切養育が疑われる養育者に対しグループミーティングを行います。 (3) 産前産後ケア事業(産後支援ヘルパー派遣事業から転換) <拡充> 妊娠中・出産後8週間以内で体調不良等により子どもの養育に支障があり、育児や家事の負担の軽減を図る必要があるすべての世帯に対し、ヘルパーを派遣します。</p> <p>7 子ども・家庭支援相談事業 15,786千円 乳幼児期から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。</p> <p>8 不妊相談・治療費助成事業 483,434千円 (1) 不妊相談 不妊で悩む方に対し、福祉保健センター職員や専門医等が個別相談を行います。 (2) 特定不妊治療費の助成 体外受精及び顕微授精の不妊治療を受けている法律上の夫婦に対し、費用の一部を助成します。(1回あたり限度額15万円、年度で2回、通算5年度) (助成見込件数：3,200件)</p>
	前年度	3,688,519	
	差引	747,512	
本年度の財源内訳	国	274,640	
	県	1,046,800	
	その他	6,597	
	市費	3,107,994	

様々な事業を実施し、平成25年4月の保育所待機児童解消を目指していきます。
平成22年度は、以下の内容などについて取り組んでいきます。

(単位:千円)

取組	事業内容	事業量	H22予算
I 保育所の新設等による定員増			
認可保育所整備	市有地貸付や整備促進など多様な手法により認可保育所を整備します。 ・新設・増築等：23か所1,310人 ・老朽改築：2か所57人 【11ページ参照】	定員増 1,367人	1,798,939
横浜保育室整備費助成	保育ニーズの高い駅周辺での整備を促進するため、横浜保育室を整備する法人に整備費を助成します。 ・新設及び20人以上の増員（5か所）：10,000千円×3/4 ・10～19人の増員（4か所）：5,000千円×3/4 【11ページ参照】	定員増 140人	52,500
家庭保育事業	日中の保育にかける3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。また、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型家庭保育福祉員を新設します。 ・従来型：福祉員48人（定員163人→178人） ・共同型：福祉員8人（定員0人→32人） 【14ページ参照】	定員増 77人程度	317,401
NPOなどを活用した家庭的保育事業	NPO法人等の事業者が保育者を雇用し、マンション等の一室等で少人数の児童を複数の保育者が保育します。 ・定員10人程度×3か所 【14ページ参照】		37,795
II 既存保育資源の有効活用			
通園利便性の向上	一時的に児童を預かる送迎保育ステーションを駅近くに整備し、複数園との間でバス等による送迎を行います。また、通園バスの購入等に対する助成を行います。 ・送迎保育ステーション（1か所）：29,097千円 ・通園バス（7か所）：3,200千円×3/4 【12ページ参照】	送迎保育ステーション 1か所 通園バス 7か所	45,897
市立保育所の更なる活用	定員外入所の増や、交通利便性が悪く空き定員のある保育所への駐車場整備により、受け入れ児童数の増を図ります。 ・駐車場整備：2か所 ・定員外入所実施：全園 【12ページ参照】	駐車場整備 2か所 定員外入所実施 全園	16,431
横浜保育室運営費助成	定員規模に応じて運営費を拡充することで、既存施設の運営の安定化を図るとともに、新規参入を促進します。 また、所得に応じた保育料の軽減助成を実施することで利用しやすくし、入所率の向上を図ります。 ・定員：4,309人 ・保育料軽減助成：一律1万円/月→所得に応じ1～4万円/月 ・入所率の向上：21年度81.5%→22年度85% 【14ページ参照】	128か所 (入所率) 81.5% ↓ 85.0%	5,293,277

(単位:千円)

取組	事業内容	事業量	H22予算
Ⅲ 多様な働き方への対応			
一時預かりの拡充			
短時間就労のための乳幼児一時預かり	週4日16時間未満の短時間就労をされている方のため、従来より保育時間を延長した乳幼児の一時預かりを実施します。 ・定員15人程度×3か所 ・実施主体：認可外保育施設 ・保育時間：1日11時間 ・利用料：1時間あたり500円 ・実施日：週5日以上 【10ページ参照】	3か所 (定員増45人)	15,697
乳幼児一時預かり	育児に対する負担感や不安の軽減と、保育所入所要件の低い方の保育ニーズを満たすため、理由を問わない一時預かりを実施します。 ・定員10人～15人×6か所（うち2か所新規） ・実施主体：認可外保育施設 ・保育時間：1日6時間 ・利用料：1時間あたり500円 ・実施日：週5日以上 【10ページ参照】	6か所 (定員増30人)	40,104
広場を活用した一時預かり	親と子のつどいの広場を活用して、新たに一時預かりを実施します。 ・定員3人程度×6か所 【9ページ参照】	6か所 (定員増18人)	6,702
横浜子育てサポートシステム	近隣の人同士で子どもを預け、預かる、地域ぐるみの子育て支援を推進します。また、利用者に身近で様々な保育ニーズを把握しやすい地域子育て支援拠点等で預かりを試行するなど、より利用しやすいシステムを目指して、区支部事務局の機能強化を図ります。 【10ページ参照】	1本部 18区支部 (うち区支部機能強化3区)	67,642
整備費助成	民間認可保育所が一時保育室を整備する費用を補助します。 ・定員30人程度×2か所 ・上限10,000千円×3/4 【11ページ参照】	2か所 (定員増60人)	15,000
私立幼稚園の活用			
預かり保育の拡充	幼稚園の保育資源を利用して、長時間保育に対し運営費を補助します。また、今年度から実施条件を緩和した預かり保育をモデル実施します。 ・通常型：75か所 ・条件緩和型：2か所（土曜日休業、夏休期間中5日休業可） 【15ページ参照】	77か所 (利用者増339人) ※	731,556
事業所内保育施設の設置促進			
整備費及び運営費助成	事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費の一部を助成するほか、新たに運営費の一部を助成（開所から3年間）し、事業所内保育施設の設置を促進します。 ・定員3人以上10人未満×3か所 ・設置費補助 上限5,000千円 ・運営費補助 上限3,750千円（年額） 【14ページ参照】	3か所 (定員増27人)	26,673
合 計		2,103人	8,465,614

※私立幼稚園預かり保育の利用者増については、平成22年度における受入れ枠増加量の見込み。

5	地域における 子育て支援の充実		<p>事業内容 子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として、地域子育て支援拠点を各区に1か所設置するとともに、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した相談、交流の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。</p>
本 年 度		千円 1,484,972	<p>1 地域子育て支援拠点設置事業<拡充> 847,948千円</p> <p>(1) 実施内容（地域子育て支援拠点の5機能）</p> <p>ア 子育て家庭のための事業（3機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子の居場所の提供 ・子育て関連情報の一元化と情報提供 ・子育て相談の実施 <p>イ 子育て支援者のための事業（2機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ネットワークの形成 ・子育て支援に関わる人材育成 <p>(2) 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人又は社会福祉法人等に委託して実施</p>
前 年 度		972,195	
差 引		512,777	
本年度の 財源内訳	国	227,265	
	県	117,382	
	その他	3,286	
	市 費	1,137,039	
<p>(3) 事業実施区 新規設置区（1区）：栄区 23年度開所予定：青葉区、瀬谷区 既設置区（15区）：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、泉区</p>			
<p>(4) さかえ次世代交流ステーション開設事業【区】<新規></p> <p>子ども、障害児、青少年が相互に集い、交流できる、さかえ次世代交流ステーション（地域子育て支援拠点等を設置）を水道局旧栄営業所を活用し、整備します。</p>			
2 親と子のつどいの広場事業<拡充>		128,851千円	
<p>(1) 実施内容 親子の交流の場の提供、地域の子育て関連情報の提供、子育て相談の実施</p> <p>(2) 実施場所 商店街の空き店舗、マンション、アパート等</p> <p>(3) 助成数 31か所（前年度28か所）</p> <p>(4) 一時預かり事業の実施 <新規> 実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりの実施 助成数：6か所 定員：18人</p>			
3 私立幼稚園はまっ子広場事業		23,150千円	
<p>(1) 実施内容 園庭・園舎開放、親子の交流の場の提供、子育て相談、育児講座等の実施</p> <p>(2) 助成数 28か所（前年度28か所） 常設園：22か所（前年度22か所） 非常設園：6か所（前年度6か所）</p>			

4 保育所地域子育て支援事業

189,022千円

- (1) 実施内容 施設開放、育児相談、育児講座、交流保育
- (2) 実施か所数 市立育児支援センター一園：24か所（前年度24か所）
保育所子育てひろば私立常設園：8か所（前年度8か所）
その他の保育所：186か所（前年度186か所）

5 子育て支援者事業

69,948千円

- (1) 実施内容
 - ・市民利用施設等において養育者の交流を支援し、子育て情報の提供や育児相談を実施
 - ・地域からの要請に応じ、養育者同士の仲間づくり、子育てグループ活動の支援
 - ・豊富な経験を持つ子育て支援者から選任した助言者が、経験の浅い子育て支援者の育成や子育て支援者間相互のスキルアップを実施
- (2) 子育て支援者会場数 164会場（前年度164会場）
- (3) 助言者数 18人（前年度5人）

6 横浜子育てサポートシステム事業

67,642千円

- (1) 実施内容
利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。
利用しやすいシステムを目指し、区支部事務局機能強化を3区（南・港北・緑）で実施します。
- (2) 会員数（平成22年3月31日現在）
利用会員(5,253人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
提供会員(1,242人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
両方会員(448人)・・・利用会員かつ提供会員の方

7 短時間就労のための乳幼児一時預かり事業 <新規>

15,697千円

- (1) 実施内容
週4日16時間未満の短時間就労をされている方のため、従来より保育時間を延長した乳幼児の一時預かりを実施します。
- (2) 実施か所数、定員
3か所、45人

8 乳幼児一時預かり事業 <拡充>

40,104千円

- (1) 実施内容
育児に対する負担感や不安の軽減と、保育所入所要件の低い方の保育ニーズを満たすため、理由を問わない一時預かり事業を実施します。
- (2) 実施か所数、定員
6か所（前年度4か所）、87人（前年度57人）

9 子育て家庭応援事業

12,610千円

- 子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店・施設で、設備・備品の利用や割引・優待など子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。
- ・協賛店・施設の目標数 6,000店舗・施設（前年度目標3,500店舗・施設）

10 地域子育て向上支援事業<新規>

90,000千円

- 各区が独自に、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援を行います。
- <実施予定事業（一例）>
- ・中区：外国語の子育て情報発信、中国語対応の乳幼児健診
 - ・港南区：市立保育所に図書コーナーを設置し、地域の親子に絵本の貸し出しを行う。
 - ・瀬谷区：ホームページやメールマガジンを活用した子育て情報の発信 等

6	保 備 育 事 業 所 等	
	本 年 度	千円 1,866,439
	前 年 度	1,604,496
	差 引	261,943
本年度の財源内訳	県	735,886
	市債	517,000
	その他	—
	市 費	613,553

1 保育所整備 1,483,418千円

平成23年4月開所に向けて、保育所の新設等により23か所合計1,310人、また、24年4月の開所に向け1か所200人の整備を行います。

民間ビル等を活用する「整備促進事業」では、定員規模に応じた補助額の設定及び上限額の引き上げを行い、より多くの定員増を図ります。また、法人自らが確保した用地の活用や、市有地の活用による増築など、多様な手法で保育所整備を進めます。

2 老朽改築 315,521千円

民間保育所の老朽化に伴う改築については、21年度からの継続2か所と新規2か所（22、23年度の2か年事業）を進めます。

また、老朽化が著しい市立白根保育園について、建替えのための設計を行います。

3 横浜保育室整備費助成<拡充> 52,500千円

横浜保育室の整備費用を助成します。

- ・新設及び20人以上増員（5か所）：10,000千円×3/4
- ・10～19人増員（4か所）：5,000千円×3/4

4 一時預かり整備費助成<拡充> 15,000千円

民間保育所が一時保育室を整備する費用を助成します。

- ・定員30人程度×2か所 ・上限10,000千円×3/4

【定員数の推移（人）】

年 度	18	19	20	21	22
保育所定員	32,994	33,944	35,582	36,871	38,221
定 員 増	950	1,638	1,289	1,350	1,367
				<1,137>	

※「保育所定員」数は、各年度4月1日現在（22年度は見込）

※「定員増」数について、18～20年度は決算値、21年度は決算見込値、22年度は予算値

※21年度の「定員増」数の< >内は、予算値

※21年度の「定員増」数には、年度途中開所の90人を含む

【22年度整備予定】

整備内容	整備手法	建設予定区	箇所数	定員増（人）	開所予定	
新 設	法 人 所 有 地	戸塚区	1	60	23年4月	
		市内	1	60	23年4月	
		市内	1	60	23年4月	
		鶴見区	0 (1)	0 (200)	24年4月	
	複 合 施 設 内	青葉区	1	60	23年4月	
		—	3	270	23年4月	
	整 備 促 進	90人規模	—	7	350	23年4月
		50人規模	—	2	120	23年4月
	認 定 こ ど も 園	—	2	120	23年4月	
	自 主 整 備	港北区	1	60	23年4月	
港北区		1	90	23年4月		
	小 計		18 (1)	1,130 (200)		
増 築	市 有 地 無 償 貸 付	港南区	1	30	23年4月	
		市内	1	60	23年4月	
		市内	1	30	23年4月	
	整 備 促 進	分園	—	2	60	23年4月
	小 計		5 (0)	180 (0)		
老 朽 改 築	21 年 度 か ら の 継 続 分	神奈川区	1	30	23年4月	
		金沢区	1	27	23年4月	
	新 規 着 手 分	—	0 (2)	0 (20)	24年4月	
		小 計		2 (2)	57 (20)	
そ の 他	定 員 変 更	—	—	未定	23年4月	
	合 計		25 (3)	1,367 (220)		

※（ ）内の数字は、24年4月開所予定のもので外数

※別途、21年度整備の繰越分（鶴見区 40人）が10月に開所予定

7	保 育 運 営	
本 年 度		千円 56,157,909
前 年 度		52,017,442
差 引		4,140,467
本 年 度 の 財 源 内 訳	国・県	9,223,771
	負担金	12,734,251
	諸収入	7,022,022
	市 費	27,177,865

事業内容

保育に欠ける乳児、幼児を保育することを目的とした市立保育所及び民間保育所の運営を行います。

1 保育所運営 56,035,694千円

内訳	平成22年度	平成21年度
市立保育所	102か所	102か所
民間保育所	335か所	318か所
計	437か所	420か所

- ・入所見込児童数 月平均 約39,000人
- ・定員外入所の増や、交通利便性の悪い保育所への駐車場整備による受け入れ児童数の増

(再掲) < 拡充 >

2 長時間保育事業(再掲) < 拡充 > 9,576,240千円

原則保育時間(8時間)を超えた保育を実施します。

(1) 長時間保育

(原則保育時間〔8時間〕から11時間までの保育)

内訳	平成22年度	平成21年度
市立保育所	102か所	102か所
民間保育所	334か所	317か所
計	436か所	419か所

(2) 時間延長サービス (11時間超の保育)

内訳	平成22年度	平成21年度
市立保育所	61か所	61か所
民間保育所	318か所	302か所
計	379か所	363か所

3 保育事業向上支援費・特定保育向上支援費(再掲) 7,123,349千円

民間保育所を運営するために必要な職員雇用費等の経費である「保育事業向上支援費」と、障害児保育、乳児保育等に対して保育士や看護師を加配する経費である「特定保育向上支援費」として事業費等を助成します。

4 障害児保育(再掲) < 拡充 > 1,228,824千円

市立保育所及び民間保育所において、全園で障害児の受け入れを促進します。

5 市立保育所民間移管事業 59,997千円

平成23年度移管予定園4園の引継ぎ・共同保育、平成24年度移管予定園4園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。

6 保育料納付促進事業 < 拡充 > 16,321千円

保育料納付指導員による電話催告などに加え、22年度から保育料納付コールセンターを設置し、初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。

7 通園利便性の向上 45,897千円

一時的に児童を預かる送迎保育ステーションを駅近くに整備し、複数園との間でバス等による送迎を行います。 < 新規 >

また、通園バスの購入等に対する助成を行います。 < 拡充 >

- ・送迎保育ステーション 1か所
- ・通園バス 7か所

8	多様な保育ニーズへの対応	
本年度		千円 1,017,319
前年度		850,239
差引		167,080
本年度の財源内訳	国	169,013
	負担金	71,845
	諸収入	369
	市費	776,092

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児保育等を推進します。

1 一時保育<拡充>

661,809千円

就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。

内訳	平成22年度	平成21年度
市立保育所	39か所	36か所
民間保育所	210か所	191か所
計	249か所	227か所

2 休日保育<拡充>

32,088千円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

内訳	平成22年度	平成21年度
市立保育所	4か所	4か所
民間保育所	14か所	6か所
計	18か所	10か所

3 病児・病後児保育

288,821千円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

項目	病児保育	病後児保育
実施か所	18か所<拡充> (前年度11か所)	5か所 (前年度5か所)
実施場所	医療機関に併設 または近隣の保育スペース	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学校第3学年までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学校第3学年までの児童

4 24時間型緊急一時保育

34,601千円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間いつでも受入可能な一時保育を実施します。

- ・実施か所 2か所 (前年度2か所)

9	横浜保育室助成・家庭保育事業等		事業内容 横浜保育室などの認可外保育施設を支援し、保育サービスの充実を図るとともに、適切な保育環境が確保されるよう指導・監督を行います。
	本年度	千円 5,711,255	1 横浜保育室助成事業 5,293,277千円 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した横浜保育室に助成し、3歳未満の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。 (1) 施設数 128か所 (前年度見込 124か所) (2) 定員数 4,309人 (前年度見込 4,087人) (3) 主な助成内容 ア 基本助成費(児童1人あたり月額) <拡充> 80,000円～81,500円 (平均 80,600円) (前年度) 79,100円 (平均 1,500円増) イ 乳児保育、障害児保育、一時保育などの助成 (4) 保育料 58,100円 (月額上限) 一定の所得以下の利用者について、保育料負担を所得に応じて最大40,000円 (前年度10,000円) 軽減します。 <拡充> ・保育料軽減助成額 10,000円～40,000円 (軽減後保育料上限 18,100円～48,100円)
	前年度	4,944,264	
	差引	766,991	
本年度の財源内訳			
	国	50,441	
	県	114,173	
	諸収入	78	
	市費	5,546,563	
2 家庭的保育の運営 355,196千円 保護者の就労・疾病等により日中の保育に欠ける3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。 また、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型家庭保育福祉員を新設するほか、NPO法人等の事業者へ委託して、家庭的保育を実施します。			
(1) 家庭保育事業<拡充> 317,401千円 ア 家庭保育福祉員数 56人 (前年度 43人) イ 定員数 210人 (前年度 163人) ※従来型：48人 (定員178人)、共同型：8人 (定員32人) ウ 福祉員1人あたり定員 3人または5人 エ 主な助成内容 (ア) 基本保育費(児童1人あたり月額) 72,900円 (前年度 71,600円) <拡充> (イ) 補助員雇用費(一部拡充)、児童処遇費、時間外保育費などの助成 (ウ) 設備改修助成費(年額上限) 新規認定者 2,000千円、既認定者 1,000千円 <新規>			
(2) NPO等を活用した家庭的保育事業<新規> 37,795千円 NPO法人等の事業者が保育者を雇用し、マンション等の一室等で少人数の児童を複数の保育者が保育します。 ア 実施か所 3か所 (保育者数 1か所3人程度) イ 定員数 1か所あたり10人程度			
3 認可外保育施設指導監督・助成事業 36,109千円 認可外保育施設に対し、保育内容や施設の安全管理等について指導監督を実施し、保育環境の向上を図るとともに、調理従事者等保菌検査助成、施設賠償責任保険加入助成等を実施します。			
4 事業所内保育施設助成事業<拡充> 26,673千円 事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費の一部を助成するほか、新たに運営費の一部を助成し、事業所内保育施設の設置を促進します。(3か所) (助成内容) 設置費補助 5,000千円(上限)、運営費補助 3,750千円(年額上限)			

10	幼 児 教 育 事 業	
本 年 度		千円 7,148,437
前 年 度		6,938,003
差 引		210,434
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	967,464
	県	—
	その他	75
	市 費	6,180,898

事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園預かり保育、障害児教育費等の補助、幼児教育研修・交流等の事業を行います。

1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> 6,088,231千円

私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。(対象者 約63,300人)

・今年度の主な変更点

(1) 国の制度変更

A～D区分 補助単価の増額(5,000円～73,500円)

E区分第1,2子 補助単価の減額(△7,000円～△18,600円)

(2) 市の制度変更

A～D区分への上乗せについては、昨年と同様国庫増額分に相応する額を減額。また国庫分が減額となるE区分に関して、市費を増額し前年度同様の補助金額を確保しました。

(単位：円)

区分	市民税額	平成22年度	平成21年度
A 生保		220,000 (0)	194,200 (40,700)
B 非課税		194,200 (4,200)	194,200 (40,700)
C 所得割非課税		190,000 (0)	158,800 (42,500)
D 34,500円以下		132,200 (26,200)	132,200 (43,800)
E 183,000円以下		107,200 (63,600)	107,200 (45,000)
F 183,000円超		48,000 (48,000)	48,000 (48,000)

※第1子の場合、年額 () 内は市単独分

2 私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充>

731,556千円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園の保育資源を利用して、長時間保育に対し、運営費を補助します。また、今年度から実施条件を緩和した預かり保育をモデル実施します。

項 目	平成22年度		平成21年度	
通常型	75園	2,323人	67園	1,933人
条件緩和型	2園	40人	—	—
合 計	77園	2,363人	67園	1,933人

※月平均の人数

3 私立幼稚園補助事業

126,000千円

私立幼稚園に対し、施設・設備の整備等の経費の助成を行うことにより、幼稚園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。

項 目	平成22年度		平成21年度	
園数、平均単価	280園	450千円	280園	450千円

4 私立幼稚園等障害児教育費補助事業

149,400千円

私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。

項 目	平成22年度		平成21年度	
人数、予算額	747人	149,400千円	700人	140,000千円

5 私立幼稚園施設整備費補助事業

30,000千円

幼稚園の新設等がないため、新設、増改築に関する補助の予算計上は見送り、1件300万円以上の園舎修繕工事についての補助対象園を10園から20園に拡大します。

項 目	平成22年度		平成21年度	
新設、増改築	—	—	1園	18,000千円
大規模修繕	20園	30,000千円	10園	15,000千円
合 計	20園	30,000千円	11園	33,000千円

6 幼児教育研修・交流等事業

23,250千円

幼児教育の充実や、幼児・児童の健やかな成長を図るため、幼児教育及び幼保小を中心とする教育連携に関する研修・交流等を実施します。(推進地区事業は、18区で実施)

11	放課後の居場所づくり	
本年度		千円 4,421,884
前年度		4,221,834
差引		200,050
本年度の財源内訳	国	970,690
	県	18,850
	その他	924
	市費	3,431,420

事業内容

放課後児童育成施策の中心的事業として位置づけている「放課後キッズクラブ」について、整備要件・運営要件を見直し、「はまっ子ふれあいスクール」からの転換を促進するとともに、「放課後児童クラブ」の支援を拡充します。

また、公園の一部を活用し「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活動する、プレイパーク事業を支援します。

1 放課後児童育成事業 4,390,604千円

(1) 放課後キッズクラブ事業 <拡充> 1,149,757千円

学校施設等を活用し、すべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所づくりを実施し、児童の健全な育成を行います。

今後5年間で、ニーズの高い学校の整備を行う予定です。

ア 実施か所数 93か所（新規 24か所、継続 69か所）

イ 運営主体 NPO法人、社会福祉法人、学校法人等

ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童

エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで

（日曜、祝日、年末年始を除く）

オ 開設時間 平日：放課後～19時

土曜日・長期休業日等：8時30分～19時

(2) はまっ子ふれあいスクール事業 1,944,168千円

学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健やかな成長を支援します。

ア 実施か所数 257か所（キッズクラブ移行分を含まない）

（新規 2か所（特別支援学校）、継続 255か所）

イ 運営主体 はまっ子ふれあいスクール運営委員会等

ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で参加を希望する児童

エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）

オ 開設時間 平日：放課後～18時【充実型】放課後～19時

土曜日・長期休業日等：9時～18時【充実型】9時～19時

（充実型の開始時間は運営主体の判断で8時30分から開始も可）

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）<拡充> 1,296,679千円

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。

運営委員会が自己保有している老朽化した施設の修繕費等を新たに補助対象とします。

また、小規模クラブの基本補助額について拡充します。

ア 実施か所数 197か所（新規 8か所、継続 189か所）

イ 運営主体 運営委員会、NPO法人等

ウ 対象児童 小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童

※障害のある児童及び特別の事由がある児童は6年生まで

エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）

オ 開設時間 平日：放課後～18時（クラブによっては18時以降も開設）

土曜日・長期休業日等：9時～18時

2 プレイパーク支援事業<拡充> ※環境創造局との共管事業 31,280千円

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用するプレイパーク事業の活動を支援します。

ア 実施か所数 18か所（新規 5か所、継続 13か所）

イ 開設日・開設時間 週4回～月1、2回、概ね10時～17時（実施場所及び季節により異なる）

ウ 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等

12	青少年育成 施策の推進	事業内容 青少年の体験活動支援や青少年育成者の支援を行うとともに、青少年関係施設、地域活動拠点の運営により、青少年育成施策の推進を図ります。	
		1 青少年の健全育成 38,586千円 青少年の体験活動や思春期問題への取り組みなどにより、青少年の健全育成を推進します。	
本 年 度	千円 634,096	(1) 青少年の体験活動支援 青少年のコミュニケーション能力の向上や、豊かな人間性を育むため、自然・社会体験活動等を実施します。	
前 年 度	646,366	(2) 思春期問題啓発事業 思春期の青少年が抱えるひきこもり等の課題への理解を深めることを目的に市民講座、シンポジウム等を開催するほか、青少年指導員等を対象とした地域における講座に講師を派遣し、普及啓発を行います。	
差 引	△ 12,270	(3) (財) 横浜市青少年育成協会補助事業 青少年育成施策を効果的かつ効率的に推進するため、広報事業、調整・相談・コーディネート、モデル事業を実施します。	
本年度の 財源内訳	国	250	2 青少年を育む環境づくり 5,412千円 青少年育成に携わる団体などの支援を行うとともに、青少年の有害環境の改善に取り組みます。
	県	500	
	その他	40,381	
	市 費	592,965	
		(1) 青少年育成者の支援 ア 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援 イ 青少年の健全育成活動を行う保護司会協議会や、横浜市子ども会連絡協議会等青少年団体への補助	
		(2) 青少年の有害環境改善事業 有害図書類の適正な区分陳列促進対策、青少年の深夜外出防止対策 等	
		3 青少年関係施設の運営等 554,659千円 (1) 青少年施設及び野外活動施設の管理運営 青少年施設：横浜こども科学館 他3施設 野外活動施設：横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センター 他3施設 (2) 青少年施設及び野外活動施設次期指定管理者の選定<新規> (3) 青少年関係施設の改修工事	
		4 青少年の地域活動拠点づくり<拡充> 35,439千円 中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、さまざまな体験等を行う地域活動拠点を設置、運営します。	
		(1) 運営か所 8か所(前年度7か所) (2) 設置場所 商店街の空き店舗やビルの空き室のほか、地区センター等の公共施設を活用 (3) 運営主体 青少年育成活動に実績のあるNPO法人等 (4) 運営支援内容 拠点スペース借り上げ、設備・備品整備、事業運営費、光熱水費等の補助 (5) 事業内容 ア 異世代交流型の居場所づくり イ 社会参加・職業体験プログラムの実施 ウ 学習サポート及び生活支援 エ 青少年の健全育成に取り組む人材の育成	

13	困難を抱える若者の自立支援の充実		事業内容 青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーション並びに地域ユースプラザを中心に、困難を抱える若者の自立支援に取り組みます。	
			1 青少年相談センターの運営 28,010千円 青少年に関する総合相談及び社会参加に向けた継続支援を行います。 また、「社会参加・就労体験事業」や「若者支援者育成事業」等の重点事業を引き続き推進します。	
			2 よこはま若者サポートステーション運営事業 41,440千円 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象とした職業的自立に向けた総合相談や、継続的支援を行う「よこはま若者サポートステーション」の実施主体に対し、運営費を補助します。	
			3 地域ユースプラザ運営事業 89,104千円 青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有し、地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年を支援する「地域ユースプラザ」の運営費を補助します。	
本年度		千円		
		265,035		
前年度		198,060		
差引		66,975		
本年度の財源内訳	国	7,000		
	県	90,287		
	その他	38		
	市費	167,710		
(1) 運営か所		3か所		
(2) 運営主体		困難を抱える若者の自立支援に取り組むNPO法人等		
(3) 対象		概ね15歳から35歳未満の青少年及びその家族		
(4) 事業内容		ア 地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談等） イ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営 ウ 社会体験・就労体験プログラムの実施 エ 地域の関係支援機関、区役所との連携及び地域ネットワークづくり		
4 よこはま型若者自立塾			17,000千円	
無業やひきこもり状態にある青少年を対象に、豊かな自然の中でのジョブキャンプを中心に、職業訓練やインターンシップなどの一連のプログラムの実施により社会参加や職業的自立に向けた支援を行う「よこはま型若者自立塾」を展開し、運営費を補助します。				
(1) 運営主体		困難を抱える若者の自立支援に取り組むNPO法人等		
(2) 対象		概ね15歳から35歳未満の自立支援が必要な若者 （対象者の年齢や状態に合わせて、実施期間を設定していきます。）		
(3) 事業内容		ア ジョブキャンプ（共同生活を基軸としたボランティア活動や職業体験） イ 専門学校等での資格取得講座の受講や職業訓練 ウ 横浜市内企業でのインターンシップ		
5 若者雇用促進事業(よこはまユース・ニューディール)			89,481千円	
就労など困難を抱える若者に対する支援の拡充を図り、若者の雇用拡大に向けた総合的な取り組みを行います。				
(1) 就労相談や研修セミナー、学習・生活支援などの出張型支援の拡充				
(2) インターネットを通じた就労支援に関する情報の提供や若者と企業のマッチング				
(3) ジョブキャンプの拡充と若者による地域の活性化				

14	地域療育センター関係事業		事業内容 0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として、市内方面別に設置された地域療育センターの運営を行います。 また、センター運営の一環として、発達障害と考えられる児童への対応等に関する小学校への支援を行うとともに、新たなサービスメニュー「児童デイサービス」を順次導入します。																						
	本年度	千円 2,544,202																							
	前年度	2,511,014																							
	差引	33,188																							
本年度の財源内訳	国	—	1 地域療育センター運営事業 2,314,362千円 心身に障害がある、又はその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実などを目的として、方面別7か所の地域療育センターの運営を行います。 (1) センター一覧及び予算内訳 (千円)																						
	県	—																							
	その他	126																							
	市費	2,544,076																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>センター名</th> <th>運営法人等</th> <th>本年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 南部地域療育センター</td> <td rowspan="3">指定管理者：(福)青い鳥</td> <td>356,702</td> </tr> <tr> <td>2 中部地域療育センター</td> <td>336,418</td> </tr> <tr> <td>3 東部地域療育センター</td> <td>317,163</td> </tr> <tr> <td>4 戸塚地域療育センター</td> <td rowspan="2">指定管理者：(福)横浜市リハビリテーション事業団</td> <td>381,497</td> </tr> <tr> <td>5 北部地域療育センター</td> <td>306,922</td> </tr> <tr> <td>6 西部地域療育センター</td> <td rowspan="2">民設民営：(福)十愛療育会</td> <td>340,284</td> </tr> <tr> <td>7 地域療育センターあおば</td> <td>275,376</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>2,314,362</td> </tr> </tbody> </table>			センター名	運営法人等	本年度予算	1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	356,702	2 中部地域療育センター	336,418	3 東部地域療育センター	317,163	4 戸塚地域療育センター	指定管理者：(福)横浜市リハビリテーション事業団	381,497	5 北部地域療育センター	306,922	6 西部地域療育センター	民設民営：(福)十愛療育会	340,284	7 地域療育センターあおば	275,376	計		2,314,362
センター名	運営法人等	本年度予算																							
1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	356,702																							
2 中部地域療育センター		336,418																							
3 東部地域療育センター		317,163																							
4 戸塚地域療育センター	指定管理者：(福)横浜市リハビリテーション事業団	381,497																							
5 北部地域療育センター		306,922																							
6 西部地域療育センター	民設民営：(福)十愛療育会	340,284																							
7 地域療育センターあおば		275,376																							
計		2,314,362																							
(2) サービス内容 <ul style="list-style-type: none"> ・相談・地域サービス部門：療育相談へのスタッフ派遣、幼稚園等の関係機関への技術支援等 ・診療部門：診断、検査、評価、訓練指導等 ・通園部門：知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス事業所 																									
2 地域療育センター学校支援事業 127,713千円 地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターに常勤の専門スタッフ（2名）を配置し、センターの専門性と経験をもとに、発達障害と考えられる児童への対応に関する支援を小学校を対象に実施します。																									
・主な支援内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校訪問による教職員への研修 普通学級担当職員、個別支援学級担当職員、特別支援コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力 (2) 学校訪問によるコンサルテーション 児童とのコミュニケーションのとり方、机の配置・掲示物などの教室等の環境設定、教材の活用等に関する助言など 																									
3 地域療育センター運営事業（児童デイサービス分）＜拡充＞ 102,127千円 主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童に適切な療育を提供するため、全地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの新たなサービスメニューとして「児童デイサービス」を導入し、集団療育等の支援を行います。 平成22年度は、南部及び北部地域療育センターで運営を開始し、残りの地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターについては、導入に向けた準備を行います。（平成23年度導入予定）																									

15	学 齡 障 害 児 へ の 支 援		<p>事業内容</p> <p>就学後の児童を対象とした支援として、障害児が放課後等に安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進し、実施か所数の拡大や機能強化を図るとともに、既存の機関への委託等により思春期における診療、相談等の支援を実施します。</p> <p>1 障害児居場所づくり事業<拡充> 210,948千円</p> <p>主に学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を増やすことで、障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活と社会参加が実現できる環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人やNPO等との協働により、未整備区での実施を進めます。 ・肢体不自由児、重症心身障害児等の受け入れを進めるため、2か所に看護師加算（@2,572千円）※を創設します。 ※将来にわたるあんしん施策に含む。 ・実施内容 実施か所数 21か所（前年度17か所） <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>か所数</th> <th>1か所あたりの補助額(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模事業所</td> <td>3</td> <td>17,751</td> </tr> <tr> <td>中規模事業所</td> <td>4</td> <td>13,913</td> </tr> <tr> <td>小規模事業所</td> <td>12</td> <td>9,564</td> </tr> <tr> <td>区自主企画事業</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	か所数	1か所あたりの補助額(最大)	大規模事業所	3	17,751	中規模事業所	4	13,913	小規模事業所	12	9,564	区自主企画事業	2	-
区分	か所数	1か所あたりの補助額(最大)																
大規模事業所	3	17,751																
中規模事業所	4	13,913																
小規模事業所	12	9,564																
区自主企画事業	2	-																
本 年 度	千円 276,313																	
前 年 度	226,322																	
差 引	49,991																	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—																
	県	—																
	その他	—																
	市 費	276,313																
<p>2 学 齡 障 害 児 支 援 事 業（学 齡 後 期） 65,365千円</p> <p>学齢後期（概ね中学校期以降）の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、成人期を迎えたときに円滑に自立生活に移行することができるよう、既存の機関に医師、ソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置し、思春期におけるそれぞれの課題の解決に向けた診療、相談等の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関 <ol style="list-style-type: none"> 1 小児療育相談センター <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施内容 相談、相談に基づく関係機関との連携、思春期デイケア等 ※診療部分（初診、再診等）は本委託事業には含まないが、センターとして実施。 (2) 配置スタッフ 医師（週2日）、臨床心理士、ソーシャルワーカー（3名） 2 横浜市総合リハビリテーションセンター <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施内容 診療（初診、再診）及び診療に伴う相談等【診療科目：発達精神科】 (2) 配置スタッフ 医師（週5日）、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー（2名） 																		

16	障害児施設及び利用者への支援の充実		事業内容 平成18年10月の障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正により、障害児施設の利用者負担は、これまでの所得に応じた応能負担から定率負担及び食費等の実費を負担する制度に変更されました。 本市では、障害児のいる家庭の子育てを支援し、施設利用の抑制等を招かないよう、本市独自の助成を実施し、利用者負担を軽減するとともに、障害児施設給付費等により安定した施設運営を図ります。
	本年度	千円 3,049,617	
	前年度	2,984,831	
	差引	64,786	
本年度の財源内訳	国	1,180,054	1 障害児施設利用者負担助成事業 33,481千円 児童福祉法改正により障害児施設利用に伴う利用者負担額等※が大幅に増加したことから、負担額等の一部を本市独自に助成します。 (1) 対象者<平成22年度見込み数；約900人> 障害児施設を利用する20歳未満の障害児の障害児施設給付費支給決定保護者 (2) 助成内容 措置制度の徴収金算定方法と同様に、利用者の世帯の所得税額等に基づく本市独自の利用者負担上限額を算定（応能負担）し、国基準による負担額等※との差額を助成します。 ※ サービス利用量に応じた定率負担（1割）及び特定費用（食費、日用品費等）、医療費、教育費の実費負担の合算額
	県	79,086	
	その他	32,641	
	市費	1,757,836	
2 障害児施設給付費 1,808,187千円 障害児施設給付費等の支給決定を受けた障害児の施設利用に伴うサービス提供に係る費用を支出します。 ・ 対象者<平成22年度見込み数；1,111人> 児童相談所で障害児施設給付費等の支給決定を受けた保護者の児童又は18歳を超えた障害児本人			
3 障害児施設措置費 744,199千円 保護を要する障害児を障害児施設に措置した場合に、入所後の保護又は委託後の養育につき、国が定める児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用を支出します。 ・ 対象者<平成22年度見込み数；151人> 児童相談所で措置決定を受けた児童			
4 民間障害児施設運営費助成事業 463,750千円 障害児入所施設において、職員の加配等により、施設機能を強化することにより、児童個々の障害の状態や家庭背景等に応じた支援や、医療対応等の日々の健康管理の充実を図ります。 ・ 対象者<平成22年度見込み数；300人> 入所施設を利用する児童			

17	障害児施設の備		1 地域療育センターの整備<新規> 14,805千円	
			<p>地域療育センターについては、利用申し込みの増加に伴い、初診待ち期間等が長期化し、必要な利用頻度の確保が困難となっています。特にそのような状況が顕著となっている南部地域療育センターと戸塚地域療育センターについてその改善を図るため、港南区の旧野庭小学校跡地に市内8か所目となる地域療育センターを整備します。</p> <p>22年度は基本設計等※を実施します。 ※将来にわたるあんしん施策に含む。</p>	
	本年度	千円	<p><整備スケジュール></p> <p>22年度：法人選定、基本設計 23年度：実施設計、着工 24年度：しゅん工 25年度開所予定</p>	
		17,805	2 重症心身障害児施設の整備<新規> 3,000千円	
前年度		<p>重症心身障害児施設については、重症心身障害児者数の増加に伴い施設が不足し、長期施設入所者の約4割が市外入所となっています。また、短期入所の利用にも支障をきたし、在宅介護の負担が増大しているという状況を改善するため、新たに重症心身障害児施設を整備します。</p> <p>22年度は施設整備に向けた基礎調査を実施します。</p>		
差引	17,805			
本年度の財源内訳	国	—		
	県	—		
	その他	—		
	市費	17,805		

18	虐待防止との 児童相談所の 機能強化		事業内容 児童虐待等要保護児童の増加及び深刻化に対応するため、その未然防止と在宅支援、一時保護、施設入所、自立支援に至るまでの総合的な対策を実施します。	
			1 児童相談所の運営と機能強化 914,916千円	
			(1) 児童相談所の管理運営 4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。	
			(2) 児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化等に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・よこはま子ども虐待ホットラインの運営 児童虐待の通報相談に24時間365日対応します。 ・児童虐待通報等への対応 中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待通報や相談等に迅速に対応できる体制を強化します。 ・弁護士、医師等の専門家による助言等 支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援の強化を図ります。 	
本年度		千円 952,133		
前年度		942,250		
差引		9,883		
本年度の 財源内訳	国	202,134		
	県	5,695		
	その他	18,346		
	市費	725,958		
(3) 児童虐待相談進行管理システム事業 児童虐待の相談や通報に関する情報と支援経過の共有を効率的に行い、児童及び家庭への支援を的確に実施するため、児童虐待相談の進行管理をシステム化し、運用します。				
2 養育支援家庭訪問事業 28,928千円				
児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員（社会福祉主事等）やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。 （養育支援家庭訪問員；4名 ヘルパー派遣回数；2,520回）				
3 児童虐待防止啓発地域連携事業 8,289千円				
(1) 児童虐待防止の広報・啓発 児童虐待防止推進月間に実施する「STOP・こども虐待 よこはまキャンペーン」を中心に、市民に対する広報・啓発活動を行います。				
(2) 関係機関の連携強化と人材育成 児童虐待防止のための「要保護児童対策地域協議会」を開催・運営する等、地域の関係機関との連携強化を図ります。また、専門性の向上を図るため、地域の関係者や児童相談所・区福祉保健センター職員への研修等を行います。				

19	児童養護施設等における家庭的支援の充実		事業内容 家庭にかわって児童のきめ細やかな生活支援をする施設が不足していることから、児童養護施設の改築や新規整備にあわせて、個室化やユニット化を図ります。 母子世帯の自立を支援する母子生活支援施設については、老朽施設の再整備と修繕を進めます。 また、より家庭に近い環境で養育するための里親等の事業を推進するとともに、地域の生活が継続できるよう課題を抱える家庭等への支援を拡充します。																						
	本年度	千円 574,876	1 児童養護施設等の整備<拡充> 339,874千円 (1) 民間児童福祉施設整備事業 270,434千円 入所児童への専門的ケアの充実と定員の拡充を図るため、児童養護施設について、老朽施設の増改築と新規施設に係る整備費の助成を行います。 また、老朽化した「いそごハイム」を民設民営で再整備するための基本設計費を助成します。																						
	前年度	530,801																							
	差引	44,075																							
本年度の財源内訳																									
	国	140,858	2 里親推進事業 30,422千円 里親の拡充を図るため、ホームページやポスター掲出などによる広報活動や、里親希望者への研修の実施、里親へのヘルパー派遣等を実施します。																						
	その他	24,630																							
	市債	85,000																							
	市費	324,388																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設種別 (本年度実施内容)</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> <th>しゅん工 予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聖母愛児園</td> <td>児童養護施設 増改築(工事)</td> <td>中区 山手町</td> <td>96人 (20人増)</td> <td>平成 22年8月</td> </tr> <tr> <td><新設施設></td> <td>児童養護施設 新設(設計・工事)</td> <td>都筑区 川和町</td> <td>30人</td> <td>平成 23年度</td> </tr> <tr> <td><いそごハイム の移転・再整備></td> <td>母子生活支援施設 新設(基本設計)</td> <td>港南区 野庭</td> <td>20世帯</td> <td>平成 24年度</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	施設種別 (本年度実施内容)	所在地	定員	しゅん工 予定	聖母愛児園	児童養護施設 増改築(工事)	中区 山手町	96人 (20人増)	平成 22年8月	<新設施設>	児童養護施設 新設(設計・工事)	都筑区 川和町	30人	平成 23年度	<いそごハイム の移転・再整備>	母子生活支援施設 新設(基本設計)	港南区 野庭	20世帯	平成 24年度
施設名	施設種別 (本年度実施内容)	所在地	定員	しゅん工 予定																					
聖母愛児園	児童養護施設 増改築(工事)	中区 山手町	96人 (20人増)	平成 22年8月																					
<新設施設>	児童養護施設 新設(設計・工事)	都筑区 川和町	30人	平成 23年度																					
<いそごハイム の移転・再整備>	母子生活支援施設 新設(基本設計)	港南区 野庭	20世帯	平成 24年度																					
			(2) 民間児童福祉施設機能向上支援事業 69,440千円 入所児童の養育環境の向上を図るため、必要な修繕、改修に係る経費を助成します。 (実施予定施設数：延べ10施設)																						
			3 ファミリーホーム事業 161,366千円 家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業について推進を図ります。(実施予定ホーム数：7ホーム(1ホーム定員6名))																						
			4 養育家庭支援機能の強化<拡充> 43,214千円 養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、既存の児童家庭支援センターが担ってきた相談機能に加え、福祉サービスのコーディネートとショートステイ等の預かりサービスの提供を一体的に行う機能を拡充した「強化型児童家庭支援センター(仮称)」を設置し、区役所や児童相談所等、地域と連携して支援します。 また、既存の施設を活用し、ショートステイやトワイライトステイ等の子育て短期支援事業を推進します。 (強化型児童家庭支援センター(仮称) 実施予定施設数：2か所) (子育て短期支援事業実施予定施設数：4か所(上記を含む))																						

20	ひとり親支援・女性相談保護・DV対策事業	
本年度		千円 240,261
前年度		177,207
差引		63,054
本年度の財源内訳	国	89,379
	県	26,649
	その他	586
	市費	123,647

事業内容

1 ひとり親家庭等の自立支援<拡充> 129,071千円

母子家庭、父子家庭等の自立に向けて、就労支援等を行います。

- ・母子家庭自立支援教育訓練給付金
職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の一部を支給
 - ・母子家庭高等技能訓練促進費
看護師等の資格取得のために2年以上修業する場合に、全期間の生活費を支給
 - ・就職支援セミナー・講習会事業
就職準備セミナーや、就職に役立つ資格を取得するための講座を実施する
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
就労支援を柱とし、就労相談、職業紹介、養育費の取決め等の専門相談、夜間電話相談等の自立支援事業を実施
- ※就労相談、職業紹介を父子家庭へ拡大
- ・日常生活支援事業 等

2 母子生活支援施設緊急一時保護事業 63,930千円

DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。

- ・実施施設
4か所・12世帯

3 女性緊急一時保護施設補助事業 16,000千円

民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。

- ・実施施設 3か所

4 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 31,260千円

DV被害者等の相談・保護・自立に向けた支援の確立や地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。

(1) シェルター等における自立に向けた支援

DV被害者等が地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安心して臨めるように、利用期間に配慮しながら職員が専門的に支援します。

(実施施設：3か所)

(2) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業

民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。

(3) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援

母子生活支援施設に、フォロー支援職員を配置し、主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問・電話相談を行うほか、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行います。

(実施施設：2か所増・計6か所)

(4) 小規模分園型母子生活支援施設の運営

より地域に近い生活の場となる小規模分園型の施設の運営を支援し、入所者の自立を促進します。

(実施施設：1か所・定員5世帯)

21		子ども手当・児童扶養手当等	事業内容
本 年 度	千円 79,148,977		<p>1 子ども手当<新規> 66,091,611千円</p> <p>次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、手当を支給します。</p> <p>なお、子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとしています。</p> <p>【対 象】中学校修了までの児童の養育者</p> <p>【手当額】 月額13,000円</p> <p>【支給月】6月・10月・2月に前4か月分を支給します。</p> <p>【月平均児童数】508,397人 (平成22年4月～平成23年1月分)</p> <p>2 児童手当 3,752,456千円</p> <p>家庭生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を目的として手当を支給します。</p> <p>子ども手当の創設に伴い、平成22年2月～3月分のみを6月に支給。(平成22年4月以降分は、子ども手当の一部として支給)</p> <p>【対 象】小学校修了前の児童の養育者</p> <p>【手当額】3歳未満 月額10,000円 3歳以上 第1子、第2子 月額 5,000円 第3子以降 月額10,000円</p> <p>【月平均児童数】280,735人 (平成22年2月～3月分)</p>
前 年 度	32,045,559		
差 引	47,103,418		
本年度の財源内訳	国	56,536,708	
	県	8,202,830	
	その他	20,002	
	市 費	14,389,437	
<p>3 特別児童手当 9,988千円</p> <p>児童の健全な育成を目的として手当を支給します。</p> <p>子ども手当の創設や児童扶養手当の対象拡大により、平成21年度で事業終了。</p> <p>平成22年2月～3月分を6月に支給。</p> <p>【対 象】生活保護世帯・母子世帯・父子世帯で3歳未満の児童の養育者</p> <p>【手当額】 月額2,000円</p> <p>【月平均児童数】 2,497人 (平成22年2月～3月分)</p>			
<p>4 児童扶養手当 <拡充> 9,294,922千円</p> <p>ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。</p> <p>※平成22年8月分から父子家庭に対象を拡大。《新規》 (平成22年8月～11月の4か月分を12月に支給)</p> <p>【対 象】18歳まで(中度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童の養育者</p> <p>【手当額】全部支給 月額 41,720円 一部支給 月額 9,850円～41,710円 第2子加算 月額 5,000円 第3子以降加算 月額 3,000円</p> <p>【支給月】4月・8月・12月に前4か月分を支給します。</p> <p>【月平均児童数】30,266人</p>			

22	母子寡婦福祉事業社 資（母子寡婦福祉計）		事業内容 母子家庭及び寡婦の経済的自立を促すとともに、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
	本年度	千円 918,856	1 対象者 (1) 母子家庭の母及び寡婦又はその児童等 (2) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方
	前年度	916,457	2 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金)
	差引	2,399	3 貸付利子 無利子又は年利1.5%
本年度の財源内訳	市債	—	4 償還について 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 長期・高額滞納者への督促業務を弁護士に委託します。
	貸付金収入	582,891	
	その他	313,595	
	市費	22,370	
			5 貸付限度額（例：修学資金…第1学年・自宅通学） 私立高校：30,000円／月額 私立大学：54,000円／月額

平成22年度 こども青少年局 運営方針

基本目標

未来の世代を育むまち「よこはま」の実現に向けて

～ 職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、
さまざまな市民との連携・協働により、社会全体で取り組みます ～

目標達成に向けた施策・運営

未来を創る子ども・青少年の健やかな成長や自立は、全ての市民が共有すべき目標であり、多くの市民とともに、次のような取組を進めていきます。

施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

生まれる前から産後の不安定になりやすい時期の支援を充実します。また、地域における子育て支援や、未就学期の保育と教育を充実します。特に、待機児童解消に向け、保育所整備を含め多様な手法を駆使し、区役所と一体となって総合的に取組を進めます。(詳細 P2へ)

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

児童虐待防止対策と社会的養護体制を充実します。また、さまざまな障害に応じた支援や、ひとり親家庭の自立支援等を推進します。(詳細 P3へ)

施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策を推進します。また、困難を抱える若者の自立支援を充実します。(詳細 P3へ)

施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進

子どもが安心・安全に過ごせるまちづくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や子ども・青少年を大切にする機運の醸成に努めます。(詳細 P4へ)

運営分野1 脱温暖化・環境への配慮

職員一人ひとりが、引き続き、省電力や紙使用量の削減などに取り組みます。

また、保育所の芝生化等施設の緑化を検討するとともに、関係団体等に対しても、脱温暖化・環境に配慮した取組について働きかけを行います。(詳細 P4へ)

運営分野2 市民満足度・職員満足度の向上への取組

子ども・青少年に関わる担い手の生の声を聴き、ニーズや課題を把握することで、市民サービスの提供に活かします。

また、報・連・相がしやすい職場の風土づくりを進めるとともに、課間の意見交換、情報共有の活性化を図ります。さらに、時間の使い方を見直す等、ワーク・ライフ・バランスを推進し、職員満足度の向上に取り組みます。(詳細 P4へ)

目標達成に向けた姿勢

施策・運営の取組を進める際には、次の姿勢を大切にします。



市民・社会の期待に応えていきます



こども・青少年のために

子ども・青少年に関わる活動を担う方の生の声をしっかり聴きます。

若者自立支援事業をはじめ、NPO、関係機関、企業等多くの方々と幅広く協働して取り組みます。

どんなときも

市民ニーズや様々な課題に対し、幅広い視野を持ち、柔軟かつ積極的に挑みます。

児童虐待防止をはじめ、困難な課題に対しても、迅速かつ適切に取り組みます。

もてる力を発揮するために

日頃から職場内、局内の風通しを良くするとともに、横断的・総合的に取組を進めます。

待機児童対策をはじめ、区役所、関係局との連携を強化して、取り組みます。

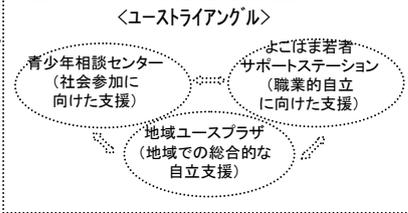
平成22年度 こども青少年局の主な事業・取組

施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

【主な事業・取組】	【指標】	(前年度末)
(1) 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査事業 ● こんにちは赤ちゃん訪問事業 ● 養育支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 産前産後ケア事業 ② 育児支援家庭訪問事業 ③ ファミリーサポートクラス 	⇒ 延べ受診回数 41万件 ・ 妊婦健康診査勧奨面接 相談実施率20% ⇒ 訪問実施率 出生数の70% ⇒ ①利用者数 234人 ⇒ ②派遣回数 延べ3,000回 ⇒ ③参加者数 延べ1,400人	(39万件(見込)) (14.6%(見込)) (65.9%(見込)) 新規 (2,181人(見込)) (1,200人(見込))
(2) 地域における子育て支援の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児一時預かり事業 ● 地域子育て支援拠点設置事業、親と子のつどいの広場事業 ● 市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築 	⇒ 実施か所数 6か所 ⇒ 地域子育て支援拠点 17か所 親と子のつどいの広場 31か所 ⇒ 23年度実施のモデル区選定(4~6区) 試行実施の検証指標確定 モデル区の事業計画書作成	(4か所) (15か所) (28か所) 新規
(3) 未就学期の保育と教育の充実		
【待機児童の解消に向けた取組】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所整備 ● 通園利便性の向上 (送迎保育ステーション・通園バス) ● 横浜保育室の運営・設置費の助成 ● 家庭的保育の運営 ● 一時保育の充実 ● 一時預かりの拡充 (短時間就労のための乳幼児一時預かり事業) ● 私立幼稚園預かり保育の充実 ● 事業所内保育施設の設置促進や助成 	⇒ 455か所 39,662人 ⇒ 送迎保育ステーション 1か所 通園バス 7か所 ⇒ 133か所 4,449人 入所率 85.7% ⇒ 家庭保育福祉員 56人 ⇒ NPO等活用型家庭的保育施設3か所 ⇒ 一時保育室の運営 3か所90人 (新規整備2か所) ⇒ 実施か所数 3か所 ⇒ 実施か所数 77か所 ⇒ 65か所 755人	(436か所 38,295人) 新規 (2か所) (128か所 4,309人) (81.7%) [※] ※新設園除く (43人) 新規 (1か所30人) 新規 (67か所) (62か所 728人)
【未就学期の教育の充実】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼・保・小連携の推進 (小・プロブレムの解消を目指して、小学校と幼稚園、保育所の接続期の連携を進めます) 	⇒ 幼保小の接続期研究会 8回	新規
【多様な保育ニーズへの対応】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保育 ● 病児保育 ● 市立保育所の民間移管による保育サービスの拡充 ● 保育料収納対策の促進 ● 各種保育サービスの利用者負担のあり方検討 	⇒ 実施施設249か所 延べ130,000人 ⇒ 実施施設18か所 延べ8,000人 ⇒ 平成23~25年度移管園12か所で実施 ・ 時間延長サービス ・ 3歳児以上への主食提供 ・ 土曜日の給食提供 ⇒ 現年度保育料収納率 97.5% ⇒ 保育所保育料をはじめ、各種保育サービスの利用者負担のあり方について検討	(227か所 112,400人) (11か所 5,800人) 新規 (4か所) 新規 (97.2%)
(4) 子育て家庭に対する経済的支援		
<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども手当支給事業 	⇒ 月平均対象児童数 508,397人 手当額 月額13,000円 支給月 6、10、2月 ⇒ 寄附の仕組 及び 施設入所児童等への手当相当額の支給について検討・実施	新規



施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

【主な事業・取組】	【指標】	(前年度末)
(1) 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童育成施策  <ul style="list-style-type: none"> ● プレイパーク支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 19時まで放課後の居場所のある小学校区 (247学区) (232学区) ・ 特別支援学校での「はまっ子ふれあいスクール」の実施 (5か所) (3か所) ・ 放課後の居場所を利用している児童の割合 (60%) (53.4%) ⇒ 開催回数の増 (常時開催+ミニプレイパーク等) 1,100回 (1,006回) ・ 常時開催か所数の増 18か所 (13か所) ・ 利用している人数の増 94,700人 (86,094人) (常時開催+ミニプレイパーク等) 	
【思春期の青少年の居場所づくりと生活・学習支援】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年の地域活動拠点づくり事業 ● 中・高校生世代を中心とした進路選択支援事業 ● 青少年交流センター・青少年育成センターのあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・利用者数 35,000人 (31,255人) ・ 新たな居場所の仕組みの検討 新規 ⇒ ・3区でのモデル実施 新規 ・利用者数 150人 (50人×3区) ⇒ ・機能面及び施設面のあり方の検討 新規 	
(2) 困難を抱える若者自立支援の充実		
【困難を抱える若者に対する相談支援と社会参加プログラムの充実】		
<ul style="list-style-type: none"> ● ユーストライアングル (青少年相談センター・よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザ) の機能及び連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 利用者数41,000人 (36,271人) (内訳) ・青少年相談センター13,000人 (12,857人) ・サポートステーション12,000人 (10,960人) ・地域ユースプラザ16,000人 (12,454人) 	
<ul style="list-style-type: none"> ● よこはま型若者自立塾 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ジョブキャンプ利用者数 3,280人 (2,900人) ⇒ 就労訓練プログラム利用者数 30人 (26人) ⇒ ジョブキャンプ実施 長期・短期各4回 (長期・短期各4回) ⇒ 職業訓練利用者数 50人 中間的就労人数 25人 新規 就労人数 15人 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 就労定着支援事業 		
【困難を抱える若者を社会全体で応援する仕組みづくり】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜市子ども・若者支援地域協議会 (仮称) の設置・運営 ● 困難を抱える若者の自立を総合的に応援するウェブサイトの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 7月設置、2回開催 新規 ⇒ アクセス数 30,000件 (17,590件) 	
(3) 子育て家庭に対する経済的支援		
<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども手当支給事業 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 1 (4) 再掲 	<ul style="list-style-type: none"> 新規

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年やその家庭への支援

【主な事業・取組】	【指標】	(前年度末)
(1) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待防止啓発地域連携事業 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ キャンペーンの実施 (11月) 店舗への啓発 (2,000店) (1,200店) 個別ケース検討会議の実施 (200件) (120件) 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における要保護児童への支援体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 18区での民生委員・児童委員研修会の開催 (19年度改選時に実施) (19年度改選時に実施) 区と児童相談所の情報共有会議の実施 (年54回以上、各区3回以上) (22回) 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童養護施設等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 児童養護施設 (9か所) ・ 新設整備 建設工事着工 (1月) 1か所 ・ 改築工事 建築工事しゅん工 (8月) 1か所 母子生活支援施設 (8か所) ・ 公立施設の再整備 (民設民営) ・ 基本設計完了 (3月) 1か所 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 強化型児童家庭支援センター (仮称) の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 実施施設数 2か所 	<ul style="list-style-type: none"> 新規

(2) 障害児への支援	
● 地域療育センター児童デイサービス事業	⇒ ・地域療育センター2か所で開催(4月) 新規 ・未実施センターでの平成23年度実施に向けた準備(6か所)
● 障害児施設整備事業	⇒ ・地域療育センター8館目の基本設計 (7館) ・重症心身障害児施設の調査 (2館) ・知的障害児施設なしの木学園の再整備(民営化)の検討
● 障害児居場所づくり事業	⇒ 未整備区4区での新規開所により市内21(17か所)か所で開催(延べ利用人数40,680人) 38,680人)
(3) ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応	
● ひとり親家庭等の自立支援	⇒ 就労支援者数 延2,400人 (2,422人) 就労者数 260人 (261人)
● DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実	⇒ 民間シェルター運営支援(3か所) (3か所) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援(6か所) (4か所) ⇒ 次期「男女共同参画行動計画」に盛り込んだ「DV基本計画」を策定(12月) ⇒ 制度のあり方を検討
● 特別乗車券(福祉パス)交付事業	

施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進	
【主な事業・取組】	【指標】 (前年度末)
(1) 安心・安全のまちづくり	
● 子ども事故予防啓発推進事業	⇒ 事故の予防法と対処法をまとめたリーフレット作成 7月 新規
● 施設の保全推進(保育所、児童養護施設、障害児施設等)	⇒ 老朽化施設の保全の推進
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にすまちづくりの醸成	
● ワーク・ライフ・バランス推進事業	⇒ 企業対象セミナー 12月開催 (7月開催) 市民対象イベント 7月開催 (3月開催)

運営分野1 脱温暖化・環境への配慮	
【主な事業・取組】	【指標】
● 省電力の徹底(パソコンの省電力設定 3分で電源OFF)	⇒ 全職員実施
● 紙削減の徹底(裏紙使用、2UP等による印刷などの徹底)	⇒ 紙の使用量 前年度比10%減
● 施設の緑化の推進及び太陽熱利用の検討	⇒ ・環境創造局公共施設緑化事業を活用した保育所の芝生化等の検討 ⇒ ・施設整備時、NEDO※の活用等の検討 ※NEDO: 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	⇒ ・関係施設、団体等への脱温暖化・環境への配慮の呼びかけ(随時)

運営分野2 市民(顧客)満足度・職員満足度の向上への取組	
【主な事業・取組】	【指標】 (前年度末)
(1) 市民満足度向上のための取組	
● 子ども・青少年に関わる活動を担う方々やサービス利用者からの意見の把握	⇒ 局長ランチミーティング 4回 新規 ⇒ 局長の現場訪問(随時)
(2) 職員満足度向上のための取組	
● 報告・連絡・相談がしやすい職場の風土づくり ①職員一人ひとりの日常の業務の振り返りを受けとめ、やりがいにつなげる ②責任職が中心となり、仕事・職場の体験談や課題等の情報共有を図る	⇒ 朝ミーティング等を通じて実施 ⇒ 朝ミーティング、オフサイトミーティング等を通じて実施
● 職員満足度向上のための仕組みづくり	⇒ ・改革推進委員会、部課長会、局経営会議等を通じて検討 ・仕組みづくりのための職員アンケートの実施
(3) ワークライフバランスの推進	
● 時間の使い方の見直し 改革推進委員会を核に、「がんばるタイム」「退庁時間サイン」「局長勉強会実施時間」等、市民サービスの質向上と効率的な仕事の進め方について、職員と責任職が一緒になって考え抜く	⇒ 超過勤務時間の削減 20年度比(本庁のみ)50%減 (19年度比(本庁のみ)24%(見込)減)
● 休暇を取得しやすい職場環境の実現	⇒ 年次休暇計画表を活用した推進 ・アニバーサリー休暇 新規 1日以上取得(全職員) ・男性の育児休暇取得率10% (0人/11人)

平成22年度 こども青少年局運営方針 **主な事業・取組(施策分野)の概要**

施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

(1) 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

- **妊婦健康診査事業**
医療機関等で受診する妊婦健診費用を補助します。
母子健康手帳交付時に看護職が面接を行い、妊婦健診の重要性を説明するとともに相談に応じ、安心して出産が迎えられるよう支援します。
- **こんにちは赤ちゃん訪問事業**
地域で子育て支援に関わる方が生後4か月までの子どものいる家庭を訪問し、身近な子育て情報や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図ります。
- **養育支援事業**
 - ① 産後産後ケア事業
妊娠中及び出産後8週間までで体調不良等により子育てに支障がある妊産婦に対してヘルパーを派遣し、家事・育児の負担の軽減を図ります。
 - ② 育児支援家庭訪問事業
子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者などの家庭に育児支援家庭訪問員を派遣し、子育て相談等を行います。
 - ③ ファミリーサーポートクラス
育児不安の強い養育者に対してグループミーティングを行い、育児不安の軽減を図ります。

(2) 地域における子育て支援の充実

- **乳幼児一時預かり事業**
保育所を利用している世帯だけでなく、子育て家庭の育児に対する負担感や不安の軽減と、保育所入所要件の低い方の保育ニーズに対応するため、理由を問わない一時預かり事業を実施します。平成22年度は、一時預かり実施箇所の拡大を図ります。
- **地域子育て支援拠点設置事業、親と子のつどいの広場事業**
市民と行政が協働して、親子が交流でき、子育てに関する情報提供や育児相談などを行う地域の子育て支援の場の整備を進めます。
平成22年度は、地域子育て支援拠点の設置、親と子のつどいの広場の新規設置による交流の場の充実を図ります。
- **市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築**
市立保育所を活用した保育資源ネットワークを構築し、保育の質の向上と地域の子育て支援の充実に向けた取組を試行実施します。22年度は、23年度から試行実施するモデル区を選定し、区局プロジェクトにより具体的な事業内容を確定します。

(3) 未就学期の保育と教育の充実

【待機児童の解消に向けた取り組み】

保育所整備のほかに、多様な働き方に対応するために一時預かりを拡充するなど、総合的に子育て支援策を充実していきます。また、地域のニーズや特性に応じた施策を展開していくために、緊急保育対策担当を設置し、より一層、区と市の連携を図りながら待機児童対策に取り組んでいきます。

- **保育所整備**
民間ビル等を活用する「整備促進事業」では、定員規模に応じた補助額の設定及び上限額の引き上げを行い、また、法人所有地の活用や市有地の活用など、多様な手法で保育所整備を進めます。
- **通園利便性の向上(送迎保育ステーション・通園バス)**
既存保育所の空き定員の活用のため、一時的に児童を預かる送迎保育ステーションを駅近くに整備し、複数園との間でバス等による送迎を行います。また、通園バスの購入等に対する助成を行います。

- 横浜保育室の運営・設置費の助成

20人以上の新規・拡張整備のほか、新たに10人～19人の拡張整備も対象として、横浜保育室の整備費用を助成します。

運営費助成を定員規模に応じて拡充することで、既存施設の運営の安定化を図るとともに、所得に応じた保育料の軽減を行うことで、利用しやすくし、入所の促進を図ります。

- 家庭的保育の運営

保護者の就労・疾病等により日中の保育に欠ける3歳未満の児童を家庭保育福祉員が保育します。

また、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型家庭保育福祉員を新設するほか、NPO法人等の事業者に委託して、家庭的保育を実施します。

- 一時保育の充実

補助上限を2倍に引き上げて、民間保育所が一時保育室を整備する費用を助成します。

- 一時預かりの拡充（短時間就労のための乳幼児一時預かり事業）

短時間就労を希望する保護者に対応したサービスの提供として、週4日16時間未満の短時間就労をされている方のため、今年度から従来より保育時間を延長した乳幼児の一時預かり事業を実施します。

- 私立幼稚園預かり保育の充実

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、長年培われてきた児童教育のノウハウを持つ幼稚園の保育資源を利用して、長時間保育を実施する園に運営費を補助します。

また、今年度から実施条件を緩和した預かり保育をモデル実施します。

- 事業所内保育施設の設置促進や助成

事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費及び、開所からの3年間、運営費を助成します。

【未就学期の教育の充実】

- 幼・保・小連携の推進

幼児教育と学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実を目指し、全区展開を行う幼保小連携推進地区事業や連携研修会など、幼児教育及び幼保小を中心とする教育連携に関する交流、研究、研修事業を実施します。

【多様な保育ニーズへの対応】

- 一時保育

就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。

- 病児保育

病気により他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児保育を実施します。

- 市立保育所の民間移管による保育サービスの拡充

多様な保育ニーズへの迅速かつ効率的な対応及び移管後の施設整備を通じての保育環境の改善のため、民間移管を進めます。今年度は、平成23年度移管園の引継ぎ・共同保育及び三者協議会の実施、24年度移管園の移管先法人選考、25年度移管園の選定を行います。

- 保育料収納対策の促進

保育料を納めている保護者だけでなく、保育所に入りたくても入れない保護者との公平性を確保するため、保育料納付コールセンター(仮称)を設置し、早期の未納解消に努めます。

- 各種保育サービスの利用者負担のあり方検討

保育所保育料をはじめ、各種保育サービスの利用者負担のあり方について、検討を進めます。

(4) 子育て家庭に対する経済的支援

- 子ども手当支給事業

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを対象に、手当を支給します。

また、子ども手当の寄附の仕組みや施設入所児童等への手当相当額の支給について検討・実施します。

施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

(1) 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

- 放課後児童育成施策

すべての子どもにとって安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として、「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」の3事業を実施します。

さらに、増加する留守家庭児童の対応を進めるとともに、障害児の放課後の居場所を拡充します。

- プレイパーク支援事業

子どもの創造力を生かした冒険的で自由な遊びができるプレイパーク事業の推進により、様々な体験活動や交流機会の充実を図ります。

【思春期の青少年の居場所づくりと生活・学習支援】

- 青少年の地域活動拠点づくり事業

地域での青少年の成長を支援するため、主に中・高校生世代の青少年を対象に、仲間や異世代との交流や社会体験・職業体験、学習サポート等を行なう「青少年の地域活動拠点」を設置・運営します。今年度は、これまでの事業内容や設置方法等について検証を行います。

- 中・高校生世代を中心とした進路選択支援事業

養育環境の欠如や不登校等の困難を抱え、家庭や学校に居場所が無い思春期の青少年が、自らの力で将来を切り拓いていくための生活・学習支援を各区の特性に応じてNPOや青少年育成団体との協働により実施します。

- 青少年交流センター・青少年育成センターのあり方検討

青少年交流センターと青少年育成センターの両者の機能を一体的に見直しを行うとともに、施設のあり方を検討します。

(2) 困難を抱える若者自立支援の充実

【困難を抱える若者に対する相談支援、社会参加プログラムの拡充】

- ユーストライアングル（青少年相談センター・よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザ）の機能及び連携強化

困難を抱える若者に対して、一人ひとりの状態に応じて、きめ細かく、切れ目のない相談支援を実現するため、青少年相談センター（社会参加に向けた支援を実施）を中心に、よこはま若者サポートステーション（職業的自立に向けた支援を実施）、地域ユースプラザ（地域での総合的な自立支援を実施）の「ユーストライアングル」が連携を図り、機能を強化します。

- よこはま型若者自立塾

困難を抱える若者の社会・経済的な自立を支援するため、集団生活による生活訓練、ボランティア活動や豊かな自然での就労体験（ジョブキャンプ）やインターンシップなど就労訓練プログラムを実施します。

- 就労定着支援事業

困難を抱える若者の持続的な就労を支援するため、若者の受け入れに積極的な事業者の開拓や、持続的就労に向けた職業訓練、就労後の定着支援を実施します。

【困難を抱える若者を社会全体で応援する仕組みづくり】

- 横浜市子ども・若者支援地域協議会（仮称）の設置・運営

複雑で多様な困難さを抱える子ども・若者を支援するため雇用、保健・医療、福祉、教育など分野の異なる関係機関が連携・協力する「子ども・若者支援地域協議会」を設置します。これによって、子ども・若者支援のための有効なネットワーク形成や幅広い知識を持った人材の育成等、包括的な支援体制を整備します。

- 困難を抱える若者の自立を総合的に応援するウェブサイトの運営

就労等進路選択に困難を抱える子ども・若者を支援するための総合的な情報提供を行なうウェブサイト「ハマトリアムカフェ」の運営を昨年度に引き続き行います。特に、今年度は、紹介リーフレットの作成などにより「ハマトリアムカフェ」の存在を広く周知することで、困難を抱えながらも自宅にひきこもっている等の理由により支援サービスにアクセスできない若者へのアプローチを強化します。

(3) 子育て家庭に対する経済的支援

- 子ども手当支給事業
施策分野1 (4)再掲

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年やその家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 児童虐待防止啓発地域連携事業
児童虐待防止に対する意識を高め、未然の防止と早期の発見をはかるため、市民や民間事業者の啓発活動を行うとともに、関係機関の連携強化を進め、地域における支援体制の充実に図ります。
- 地域における要保護児童への支援体制強化
改選になる民生委員・児童委員への研修会の開催、要保護児童に関する情報共有など児童相談所と区との連携促進、さらに、「進行管理サポートシステム」の活用による安全確認を実施することで、育児不安、不適切な養育や児童虐待等の課題を抱える世帯に対する支援体制を強化します。
- 児童養護施設等の整備
家庭で生活することが困難な児童を、家庭に代わって養育する児童養護施設の新設整備と老朽施設の改築を行います。
また、母子家庭の生活と自立を支援する母子生活支援施設について、老朽化した公立施設を民設で再整備します。
- 強化型児童家庭支援センター（仮称）の設置
養育に課題のある家庭が地域で安定して暮らせるよう、既存の児童家庭支援センター機能に加え、福祉サービスのコーディネート機能や預かりサービスの提供を一体的に行う機能を拡充した「強化型児童家庭支援センター（仮称）」を設置し、在宅支援を強化します。

(2) 障害児への支援

- 地域療育センター児童デイサービス事業
発達障害児の地域療育センター利用の増加を踏まえ、特に知的遅れのない発達障害児に対し、より適切な療育を提供するための新たなサービスメニューとして、児童デイサービスを導入します。
- 障害児施設整備事業
地域療育センターの利用児童の増加に対応するため、新規センターの整備を進めます。
重症心身障害児者の増加による入所施設の不足等に対応するため、重症心身障害児施設の整備のための調査を行います。
また、知的障害児施設なしの木学園の再整備(民営化)の検討を進めます。
- 障害児居場所づくり事業
学齢期の障害児が放課後や夏休み等をのびのびと過ごせる居場所を確保することで、障害児の余暇支援と家族の社会参加の機会を確保します。平成22年度は未整備区での新規開所と重症心身障害児等の利用促進を目的

に看護師加算を実施します。

(3) ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

- ひとり親家庭等の自立支援
ひとり親家庭の自立を促進し、児童の健全育成を図ることを目的に、就労支援、生活・子育て支援、経済的な支援など総合的な支援を進めていきます。
- DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実
配偶者からの暴力(DV)被害者を一時的に受け入れる民間シェルターで、住居や就労などに関する相談・支援を行います。母子生活支援施設退所者が、地域で安心して生活できるよう、訪問や電話相談を行います。
また、「DV基本計画」を市民局と共に次期「男女共同参画行動計画」に盛り込んで策定します。DVセンター機能の設置に向けて、市民局との役割分担など業務内容等を整理します。
- 特別乗車券（福祉パス）交付事業
児童扶養手当受給世帯等を対象にした特別乗車券(バス、市営地下鉄等の無料乗車券)の交付事業について、制度のあり方を検討します。

施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進

(1) 安心・安全のまちづくり

- 子ども事故予防啓発推進事業
子どもの不慮の事故予防のため、保護者及び子育てに関わる市民に向けて、リーフレットを作成する等、普及・啓発を推進します
- 施設の保全推進
建築局と連携し、長寿命化工事を実施するとともに、老朽化した施設を中心に、保全に努めます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にす機運の醸成

- ワーク・ライフ・バランス推進事業
働きやすく子育てにやさしい職場環境づくりを促進・支援するため、企業向けセミナーの開催やパンフレット発行を行うほか、子育て支援NPOの活動内容等を企業向けに発信するホームページを作成します。また、男性の育児・家事を促進するため、地域と連携した講座等を開催します。